

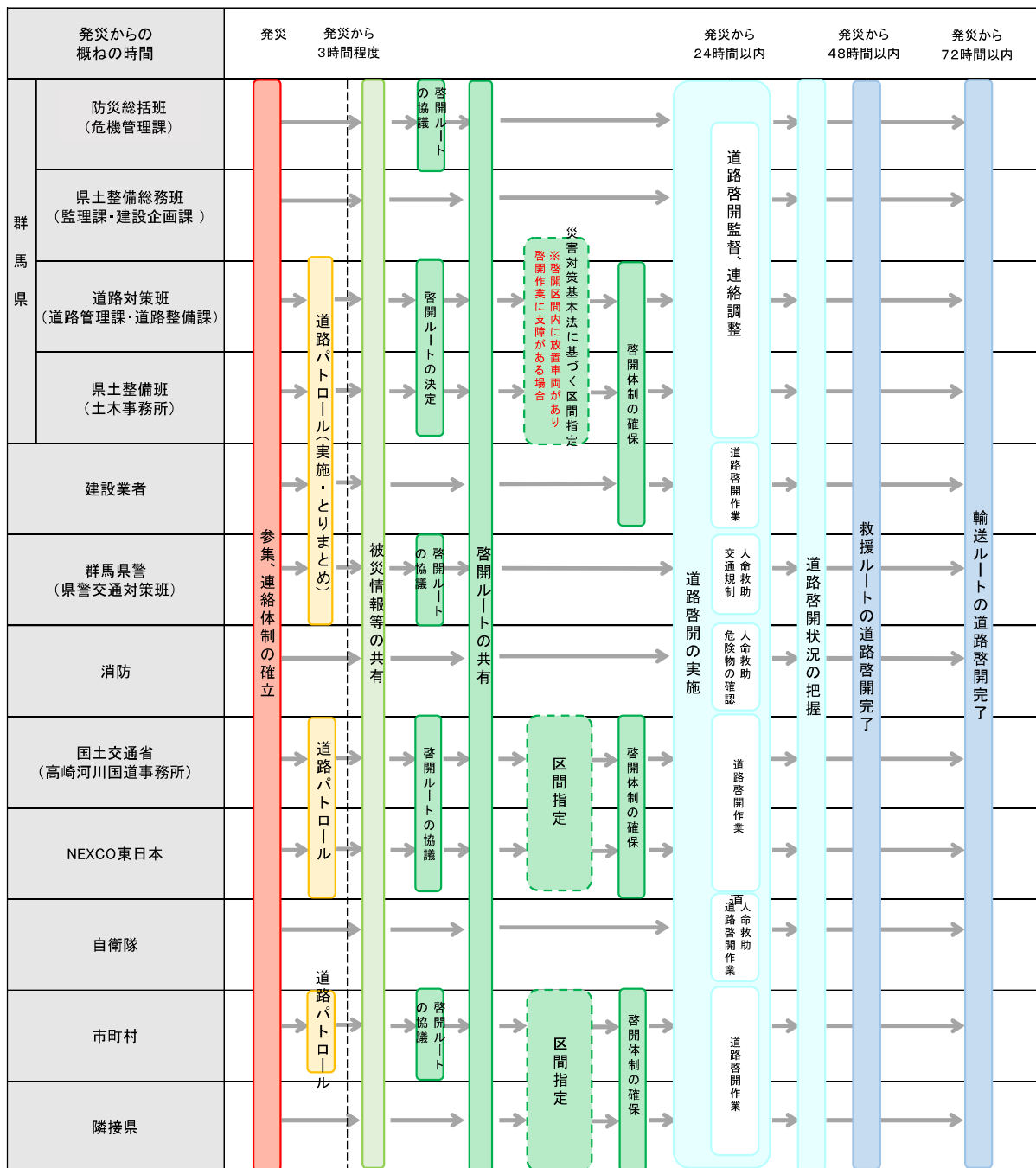
6. 発災後の対応（道路啓開）

○道路管理者は、発災後ただちに初動体制を立ち上げ道路の被災情報を的確に把握することが重要である。

情報集約された被災情報を基に、関係機関で協議し効率的かつ迅速な啓開ルートを道路管理者が選定し、道路啓開を実施する。

6-1 道路啓開対応手順

発災後の被災状況の把握、啓開ルートの選定、啓開作業の実施・終了までの手順



※群馬県のタイムテーブルを基本とした手順であり、各機関によってタイムテーブルの異なる場合がある

6-2 道路啓開対応手順（県土整備部）

道路啓開作業は初動作業と啓開作業の2段階に分けられる。各段階における対応手順を示す。

道路啓開対応手順（県土整備部）

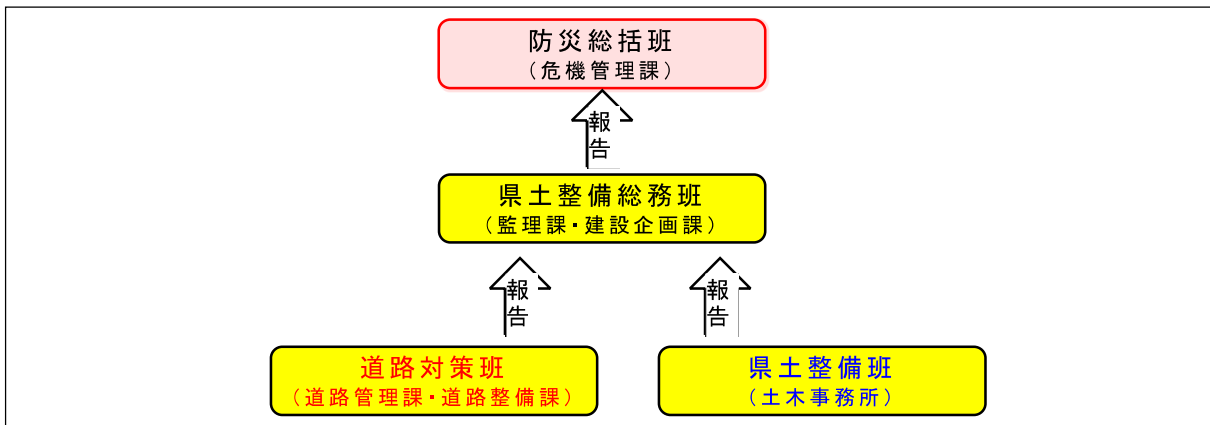
地震発生			想定される災害対応の活動	
3 日 (72時間以内)	2 日 (48時間以内)	1 日 (24時間以内)	初動作業	初動体制の確保 ・職員参集 ・通信手段確保
				被災情報の収集 ・道路パトロール ・道路施設点検（橋梁、法面等） ・市町村、警察等から情報収集
				被災情報の共有
			啓開作業	啓開ルートを選定 ・災害リスク情報
				啓開体制の確保
				道路啓開の実施
				救援ルートの道路啓開完了
				輸送ルートの道路啓開完了

6-3 初動作業

(1) 初動体制の確保

- 発災直後から登庁職員により各班の活動を開始する。
- 各班は登庁職員の人員が確保された時点で体制充実を図る。
- 各班の通信手段の確認は、一括して財産有効活用課、危機管理課、行政県税事務所が行う。

初動体制確保図



【県土整備班（土木事務所）】

1. 職員招集 5-1 (1) 「職員の自主登庁基準」(P.21)に従い職員招集を図る。
2. 県土整備班（土木事務所）は登庁した人員を把握し速やかに県土整備総務班（監理課・建設企画課）に報告する。
（県土整備総務班が組織されていない場合は、防災担当課へ報告する）
3. 県土整備班（土木事務所）の体制確保
5-1 (4) 工 「県土整備班の体制」(P.24)を参考に業務を分担し活動体制を確保する。
4. 通信手段の確保
合同庁舎は行政県税事務所が、単独庁舎は該当事務所が確認する。
具体的な確認方法、代替手段の確保は地域防災計画および応急業務マニュアル1-④通信手段の確保マニュアルを参照。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 職員招集 5-1 (1) 「職員の自主登庁基準」(P.21)に従い職員招集を図る。
2. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）は登庁した人員を把握し速やかに県土整備総務班（監理課・建設企画課）に報告する。
3. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）の体制確保
5-1 (4) ウ 「道路対策班の体制」(P.24)を参考に業務を分担し活動体制を確保する。
4. 通信手段の確保
県庁舎は財産有効活用課、危機管理課が確認し情報提供する。
具体的な確認方法、代替手段の確保は地域防災計画および応急業務マニュアル1-④「通信手段の確保マニュアル」を参照。

【県土整備総務班（監理課・建設企画課）】

1. 職員参集状況の確認を行う。
2. 震度5強の1号動員で職員が不足する場合は、災害の規模、範囲を考慮し動員規模を決定し、職員に指示する。

（２）通信途絶時における建設業者の対応

○県土整備班（土木事務所）と建設業者との間で連絡ができない場合、至急作業が必要な状況において建設業者の判断で復旧作業を開始してもよい。

【県土整備班（土木事務所）】

1. 通信が遮断され、県土整備班（土木事務所）と建設業者との間で連絡ができない場合、土木事務所は建設業者との連携を待たず、第一次防災拠点へのアクセスが確保されているかのみ、単独で道路パトロールを実施する。
2. 土木事務所がパトロール中に道路啓開が必要と判断した場合、その場で建設業者の到着を待ち、作業の指示を行う。または、書面等を現地に残す、路面等にチョークやスプレーで印を行う等の対応を行い、建設業者に指示を行う。

【建設業者】

1. 震度 5 以上の地震が発生した場合、建設業者は県土整備班（土木事務所）の指示を待たずに道路啓開チェックリストに基づき、担当路線の道路パトロールを開始する。
2. 通信が遮断され、県土整備班（土木事務所）と建設業者との間で連絡ができない場合、道路啓開チェックリストにおける「Ⅰ 道路啓開体制の構築」「Ⅱ 救命・救援ルートの確保」の事態を発見した際は、建設業者の判断で復旧作業を開始してもよい。
3. 道路パトロールが完了した際は、土木事務所に直接向かいパトロール結果を報告する。作業を実施している場合は、パトロール結果の報告よりも作業を優先する。

【参考】

防災行政無線ネットワークが整備されており、通信事業者回線が利用不能となった際にも、県土整備班（土木事務所）や市町村とは、電話での連絡が可能である。

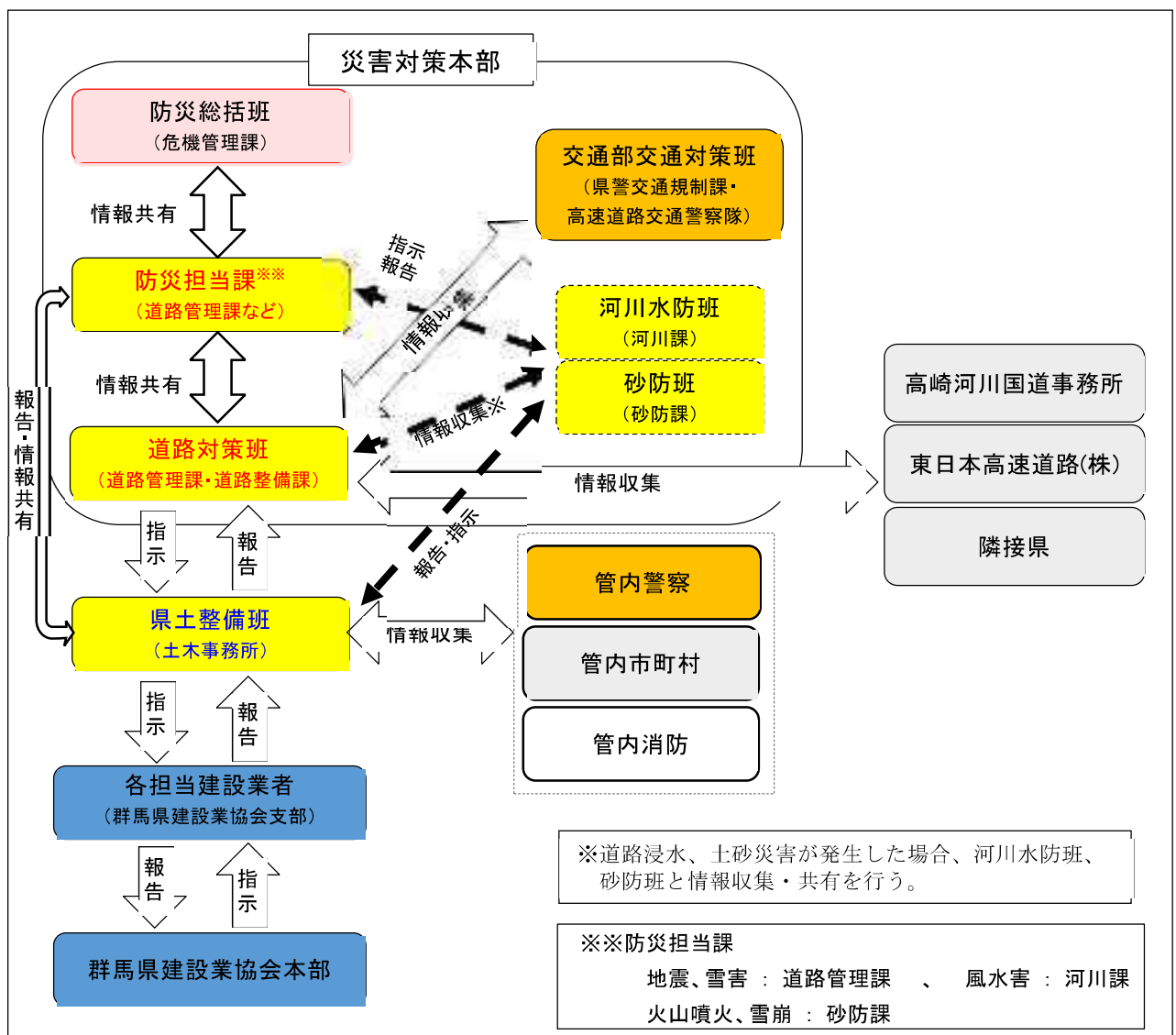
国土交通省や電線管理者等の機関との連絡手段においては、インターネット系のチャットサービスや Web 会議の活用を試みるものとする。

また、令和 6 年能登半島地震では、携帯電話基地局が被災し通信手段が確保できない中、衛星インターネットサービスが活用された事例もあることから、当該サービスの導入を検討していくものとする。

(3) 被災情報の収集

- 県土整備班（土木事務所）は体制確保が出来た段階で道路パトロールに着手するとともに、担当建設業者及び建設業協会に道路パトロールを依頼する。
- 道路対策班（道路管理課・道路整備課）、県土整備班（土木事務所）、交通対策班、市町村、消防など関係機関から被災情報を合わせ、被災情報の収集、整理を行い、全体像を把握する。被災情報の収集あたっては、県民の生命、身体に係る情報を優先する。
- 市町村情報は能動的に収集するとともに、大規模災害と判断した場合は、県土整備総務班（監理課、建設企画課）は、速やかに市町村へ情報収集連絡員を派遣する。

被災情報の収集体制



各班の具体的な作業内容は、P.48 ア)～P.53 オ) に示す。

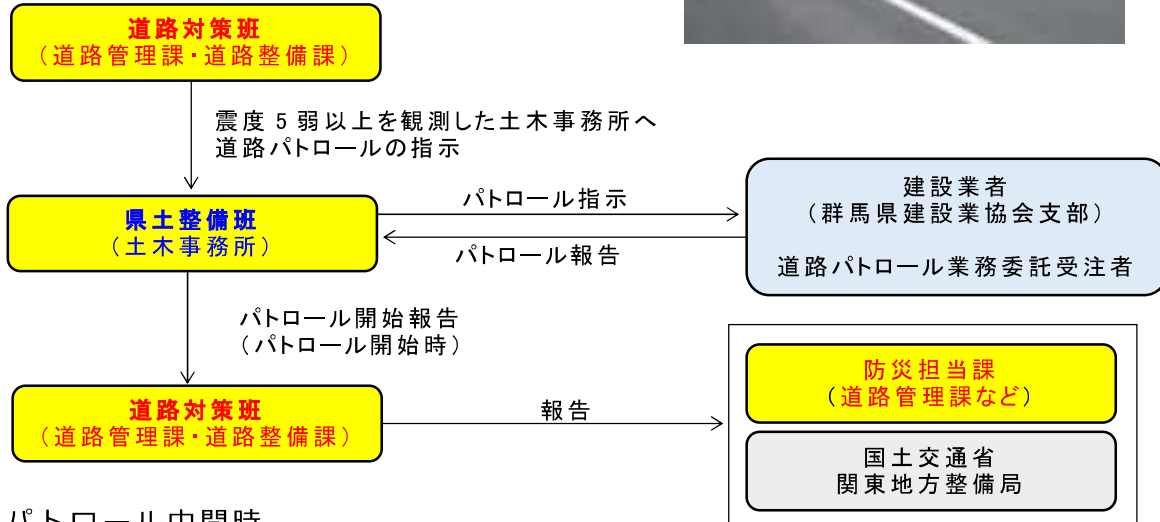
ア) 道路パトロール作業手順

パトロールは以下の方法から土木事務所が上から選定

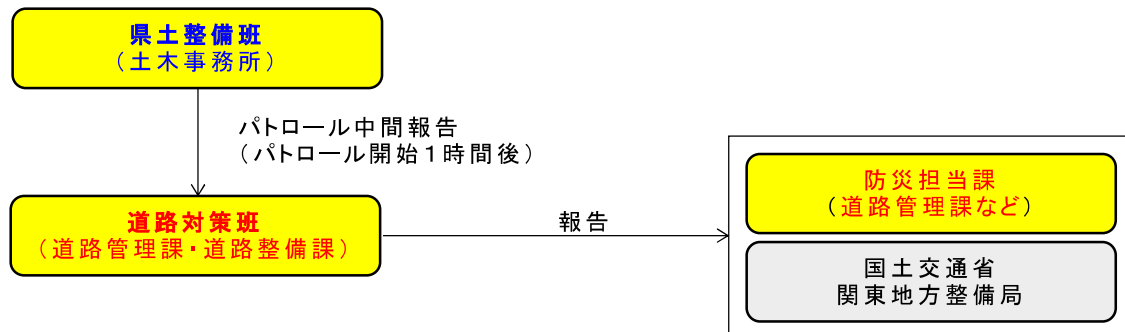
1. 災害細目協定に基づくパトロール
2. 道路パトロール業務委託によるパトロール
3. 管内一円業者によるパトロール
4. 土木事務所職員によるパトロール



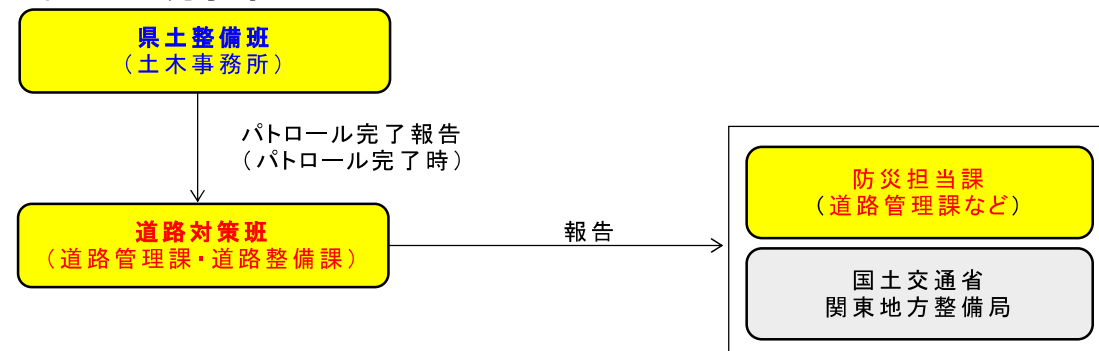
① パトロール開始時



② パトロール中間時



③ パトロール完了時



【県土整備班（土木事務所）】

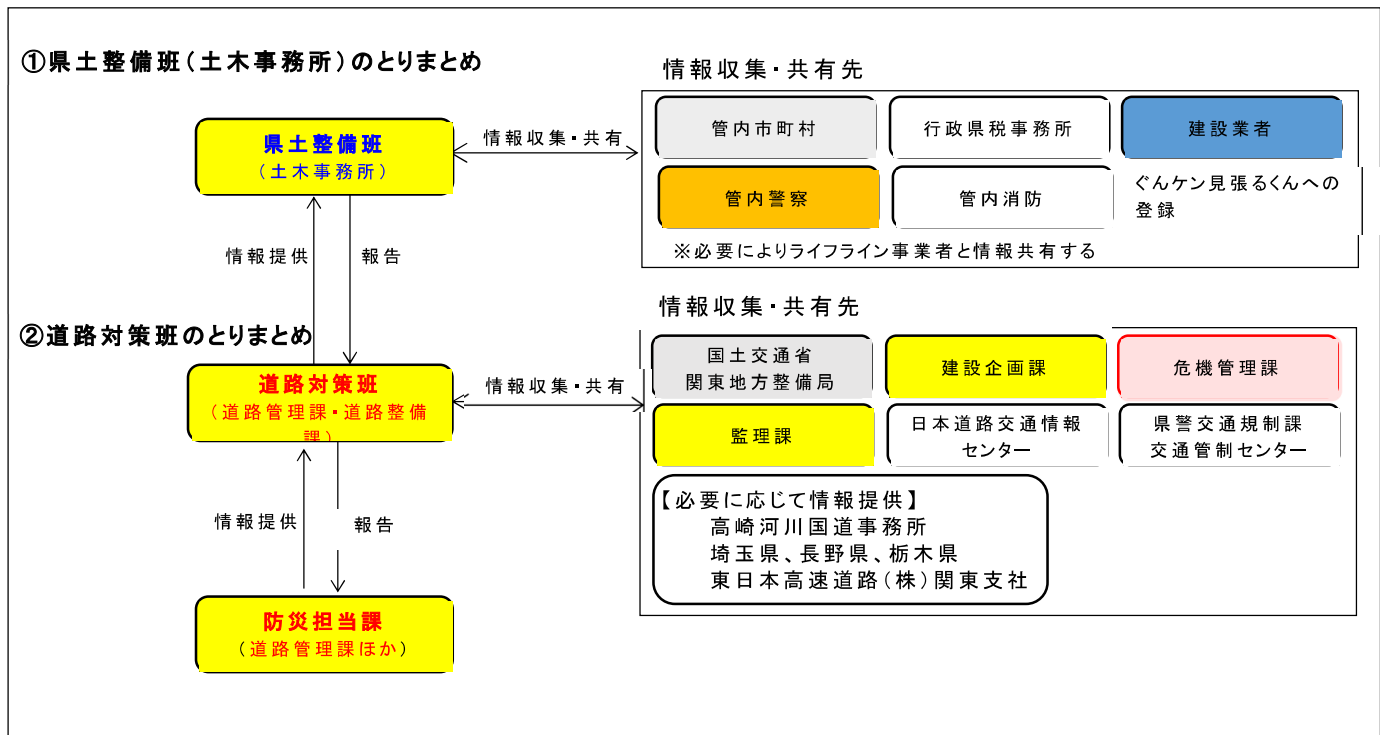
1. 震度5弱以上が観測された土木事務所は、パトロール班体制を編成し、パトロールを実施する。あわせて管内業者にパトロールを依頼する。
パトロール班の編制は、災害細目協定に基づくパトロールや道路パトロール業務委託によるパトロールを基本とし、管内一円業者によるパトロールや土木事務所職員によるパトロールで補完する。
2. 原則として道路啓開チェックリストに基づき、担当路線の道路パトロールを実施する。
パトロール状況を道路対策班（道路管理課・道路整備課）に報告する。
報告はパトロール開始時、中間時、完了時に行う。
3. 橋梁の緊急点検
道路パトロールで確認された橋梁損傷箇所については、専門家の点検依頼を行う。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 震度5弱以上が観測された箇所を管内に持つ土木事務所に連絡し、道路パトロールの体制、開始時刻、終了時刻等を聞き取り、災害対策本部または防災総括班（危機管理課）、県土整備部幹部、国土交通省関東地方整備局に適宜報告する。
報告はパトロール開始時、中間時、完了時に行う。
2. パトロール等により全面通行止めとするような事象が確認された場合は、6-3（7）「災害情報共有システムの活用」（P.57）を参照し、報告すること。

イ) 関係機関からの情報収集

関係機関からの情報収集体制図



【県土整備班（土木事務所）】

1. 土木事務所は、管内市町村、警察、消防、行政県税事務所等から市町村道を含めた災害状況の情報収集を行う。被災市町村に災害情報連絡員が派遣された場合は、連絡員を通じて市町村情報を収集する。
2. 収集した情報は、定期的に防災担当課（道路管理課など）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告する。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

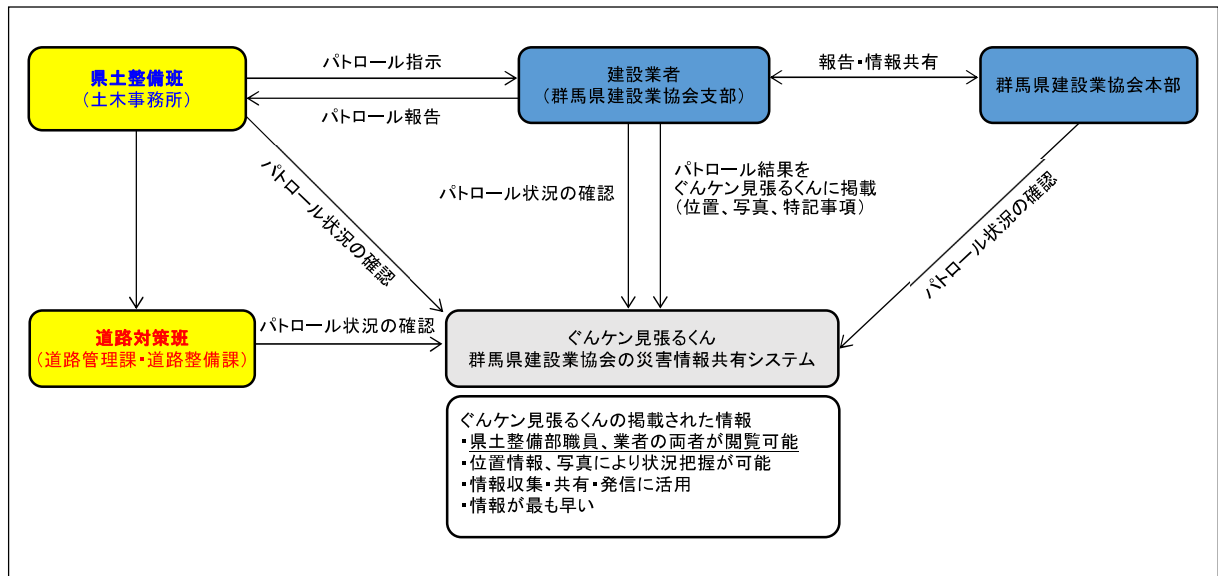
1. 高速道路、直轄国道、県をまたぐ国・県道の現況を把握する必要がある場合、関係道路管理者からの情報収集に努める。
2. 対象路線・連絡先は、6-3(4)「対象路線と連絡先一覧表」(P.59)のとおり。収集した情報は、関係機関6-3(4)「道路情報連絡先」(附録資料3)「通行規制・災害時の連絡先」(附録資料3)に情報提供する。
防災担当課（道路管理課など）への報告は様式-1(P.60)で行う。
3. 土砂災害浸水被災等が発生している場合は、河川水防班（河川課）、砂防班（砂防課）から情報収集する。
4. 関係機関からの災害状況を確認した場合は、該当土木事務所に連絡する
5. 危機管理課、県警等からの情報提供があった場合は、該当土木事務所に連絡する。
6. とりまとめた情報は、防災担当課（道路管理課など）へ報告する。

【防災担当課（道路管理課など）】

1. 県土整備部内情報をとりまとめる。
2. とりまとめた情報を県土整備部幹部、防災総括班（危機管理課）へ報告する。

ウ) 群馬県建設業協会による災害情報の収集（ぐんケン見張るくんの活用）

ぐんケン見張るくんを活用した情報収集体制図



【県土整備班（土木事務所）】

1. 県土整備班（土木事務所）は各担当建設業者に、担当路線のパトロールを指示する。
2. 県土整備班（土木事務所）は「ぐんケン見張るくん」の情報を常に確認し、被災情報の共有を図る。
3. 重要情報は防災担当課（道路管理課など）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告する。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）は「ぐんケン見張るくん」の情報を常に確認し、被災情報の共有を図る。
2. 重要情報は防災担当課（道路管理課など）へ報告する。

【防災担当課（道路管理課など）】

1. 防災担当課（道路管理課など）は必要により「ぐんケン見張るくん」の情報を確認する。
2. 重要情報は県土整備部幹部、防災総括班（危機管理課）へ報告する。

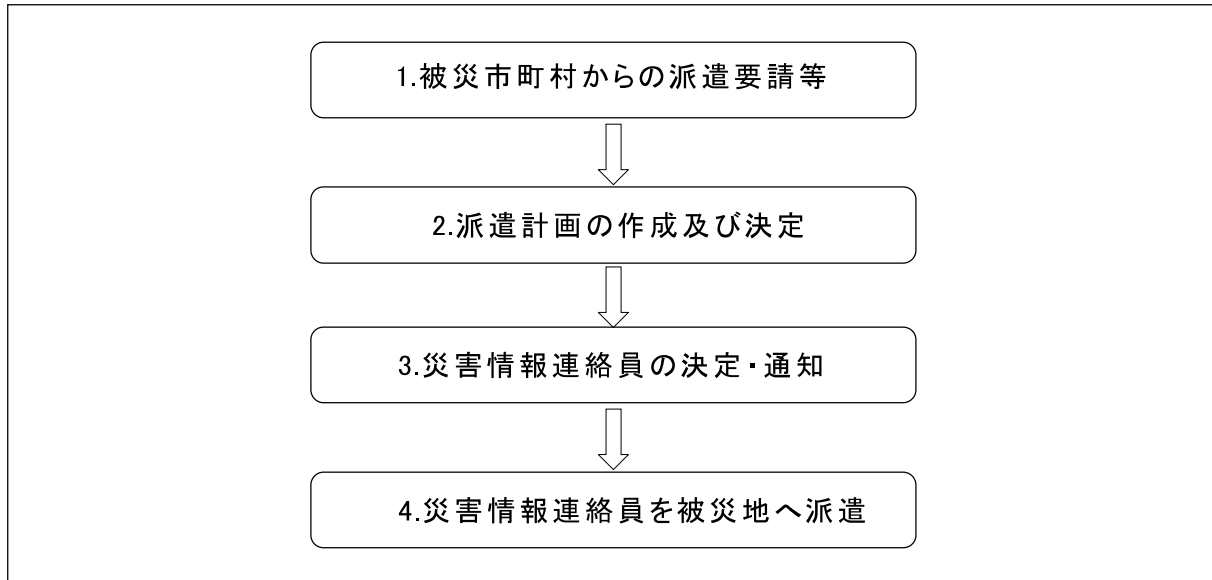
【建設業者】

1. 各路線の担当建設業者は、パトロール結果や被災状況を「ぐんケン見張るくん」に掲載する。
2. 重要情報は県土整備班（土木事務所）に報告する。
3. 群馬県建設業協会支部、本部と情報共有を図る。

エ）市町村への県土整備職員の派遣（災害情報連絡員）による情報収集

県土整備部総務班（監理課、建設企画課）は、被災市町村から派遣要請等があった場合、災害情報連絡員を市町村へ派遣し、情報収集を行う。

災害情報連絡員派遣手順



【県土整備総務班（監理課・建設企画課）】

1. 被災地の県内市町村から職員派遣の要請等があった場合は、以下の事項の調整とともに候補者名簿に基づき派遣する災害情報連絡員又は災害復旧応援員の確保を図る。
2. 災害発生時に県土整備部長が職員の派遣が必要と判断した場合、被災自治体（県内、県外）から派遣要請があった場合及び「県外の地方公共団体等支援業務マニュアル（危機管理課策定）」に基づき派遣要請があった場合に、派遣体制、派遣時期、派遣先（土木事務所、市町村、他県）、派遣人員等の計画案を作成し、決定する。
3. 候補者名簿に基づき「災害情報連絡員」を決定し、該当職員へ通知する。
4. 派遣計画に基づき、災害情報連絡員を派遣する。

【県土整備班（土木事務所）】

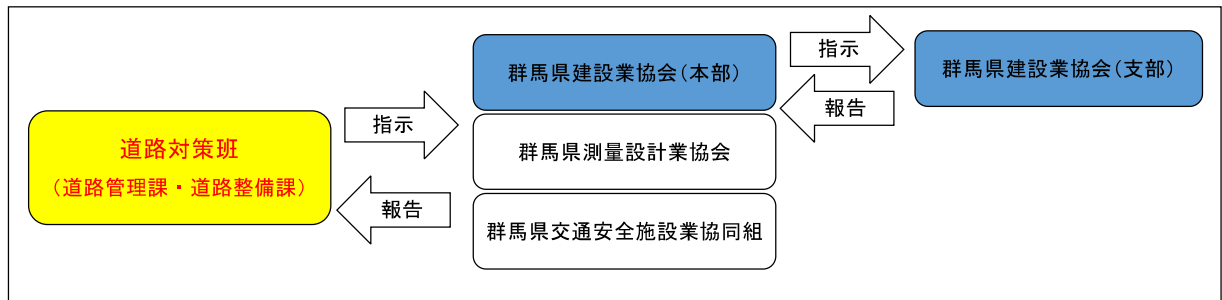
1. 被災市町村に災害情報連絡員が派遣された場合は、連絡員を通じて市町村情報を収集すること。
2. 収集後の作業は、5－2（2）イ「道路対策班、県土整備班の関係機関からの災害情報収集」（P.28）、6－3（3）イ「関係機関からの情報収集」（P.50）と同様である。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 5－2（2）イ「道路対策班、県土整備班の関係機関からの災害情報収集」（P.28）、6－3（3）イ「関係機関からの情報収集」（P.50）と同様である。

才) 資機材等の保有状況確認

資機材の保有状況確認手順



【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 資機材保有状況を「災害協定団体の資機材状況」（P.36）を参考に、群馬県建設業協会、群馬県測量設計業協会、群馬県交通安全施設業協同組合に直接照会しとりまとめる。
2. 収集した情報は、県土整備班（土木事務所）に情報提供する。必要により県土整備総務班（監理課・建設企画課）に情報提供する。
3. 報告結果は道路啓開作業の業者割当ての判断に使用する。

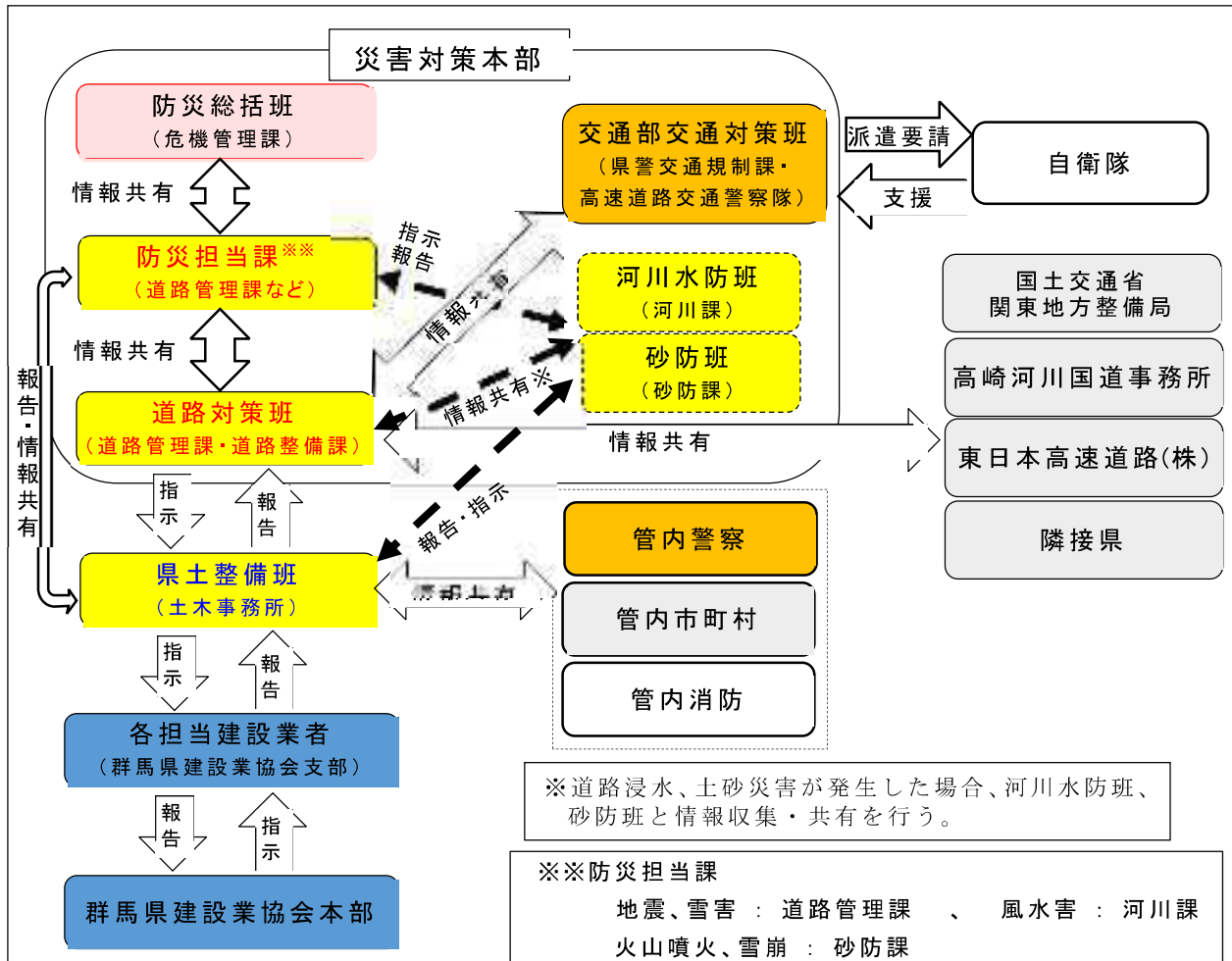
【群馬県建設業協会（本部）】

1. 各支部をとりまとめ、道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告する。
※支部を有しない群馬県測量設計業協会、群馬県交通安全施設業協同組合は対象外

（４）被災情報の共有

- 県土整備部の災害情報は災害情報システムを利用して、速やかに関係機関に情報提供する。
- 迅速な道路啓開を実施するためには、道路の被災状況や啓開作業状況などの情報把握をするとともに、各道路管理者間、警察、消防、市町村等の情報共有を図る。
- 情報集約された情報は、随時共有するため、密な連携体制をとる。

被災情報の共有体制



【県土整備班（土木事務所）】

1. 収集した管内情報をとりまとめ、防災担当課（道路管理課など）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）に報告するとともに、管内市町村、管内警察、管内消防等、関係機関と情報共有する。
2. 必要により建設業者に情報提供し、情報共有を図る。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 収集した情報を取りまとめ、防災担当課（道路管理課など）に報告するとともに、県土整備班（土木事務所）、関係道路管理者等、関係機関と情報共有する。
2. 災害事象により河川水防班（河川課）、砂防班（砂防課）との連絡調整を行うこと。

【防災担当課（道路管理課など）】

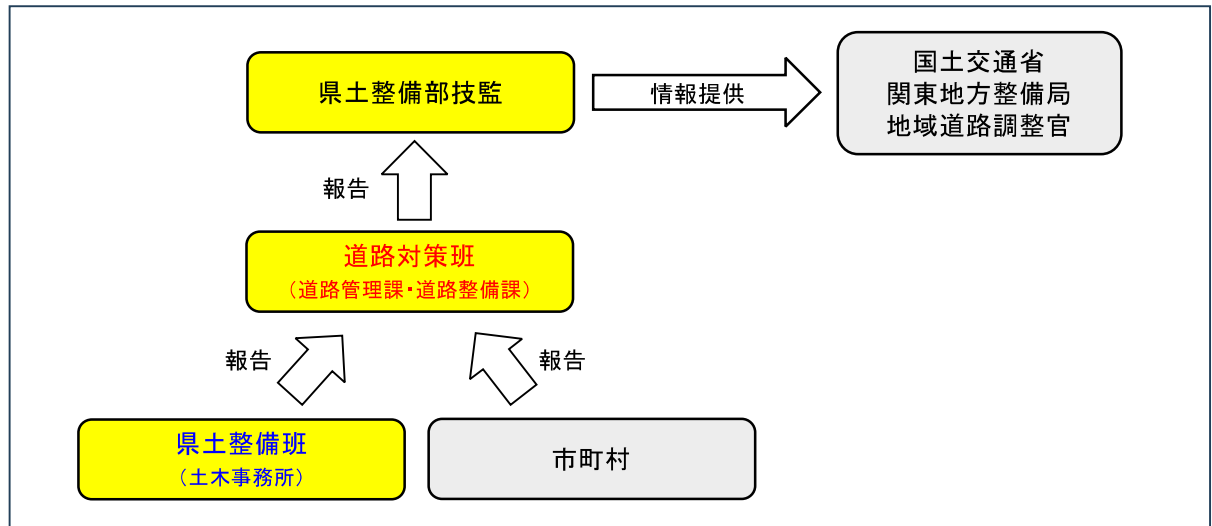
1. 収集した県土整備部内の情報をとりまとめ、防災総括班（危機管理課）に報告するとともに、県土整備部内の各班に情報提供する。

※県民・道路利用者への広報・情報提供発信については、防災総括班（危機管理課）から一元的に行う。

（５）孤立集落発生時の国土交通省関東地方整備局とのホットライン

○群馬県内（市町村道が起因するものも含む）で「孤立」が発生した際には、県土整備部技監から国土交通省関東地方整備局地域道路調整官に対し、情報提供を行う。

孤立発生時の国土交通省関東地方整備局とのホットライン手順



※孤立集落とは、迂回路が無く、緊急車両（四輪自動車）によってアクセスが不可能な集落

- ・徒歩にてアクセス可能でも、緊急車両（四輪自動車）がアクセス不可能であれば、孤立集落
- ・ホテル、旅館等に滞在の観光客も孤立人数に該当

※詳細は、令和5年12月26日事務連絡『災害時の「孤立」に関する情報提供について（依頼）』を参照。

【県土整備部技監】

1. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）から孤立集落発生の報告を受け、国土交通省関東地方整備局地域道路調整官に対し、PC及び携帯のメールアドレスへメールを送信し、携帯へ電話を行う。

※連絡先は人事異動により変更となるため、年度当初に道路管理課が確認すること。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 県土整備班（土木事務所）もしくは市町村から報告を受け、県土整備部技監へ速やかに報告する。

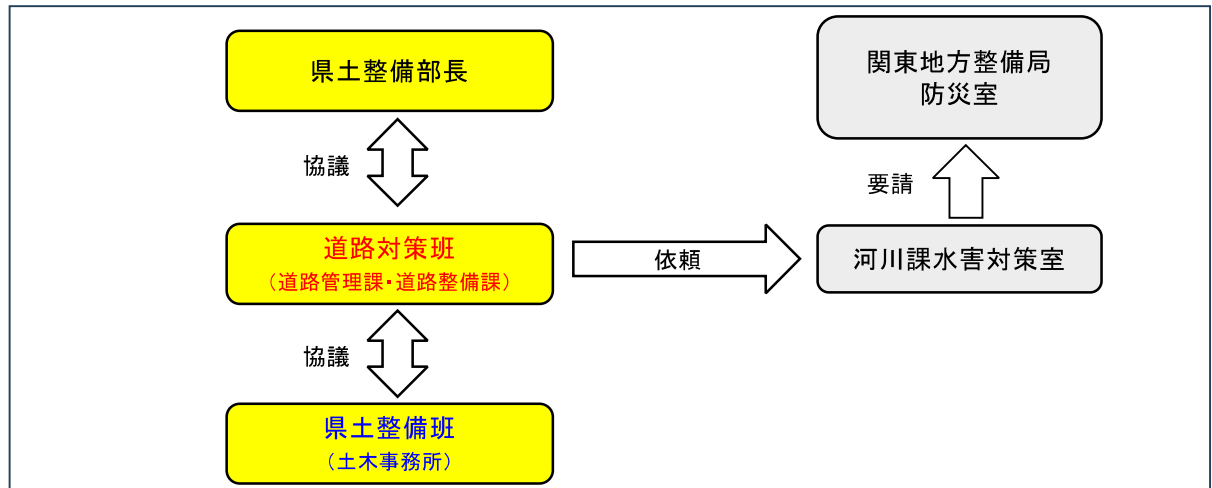
【県土整備班（土木事務所）】

1. 管内で孤立集落が発生した場合、道路対策班（道路管理課・道路整備課）に速やかに報告する。

（６）TEC-FORCE の活用

- 道路対策班（道路管理課・道路整備課）と県土整備班（土木事務所）が協議し、TEC-FORCE からの支援を希望する場合は、県土整備部長と協議の上、河川課水害対策室に要請を依頼する。

TEC-FORCE 要請の手順



※TEC-FORCE(テックフォース)とは、大規模な自然災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、国土交通省が地方公共団体を支援するもの。

ア) TEC-FORCE の支援内容

- ①防災ヘリによる被災状況の把握
- ②自治体の支援ニーズの把握
- ③公共土木施設の被害状況の調査
- ④最新技術の活用
- ⑤建設企業と連携した応急対応
- ⑥応急復旧に向けた支援

イ) 群馬県での活用事例

- ①平成 26 年豪雪において、人的支援・除雪機械の支援を受けた。
- ②令和元年東日本台風において、人的支援を受けた。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 県土整備班（土木事務所）と協議し、TEC-FORCE からの支援を希望する場合は、県土整備部長と協議の上、河川課水害対策室に要請を依頼する。

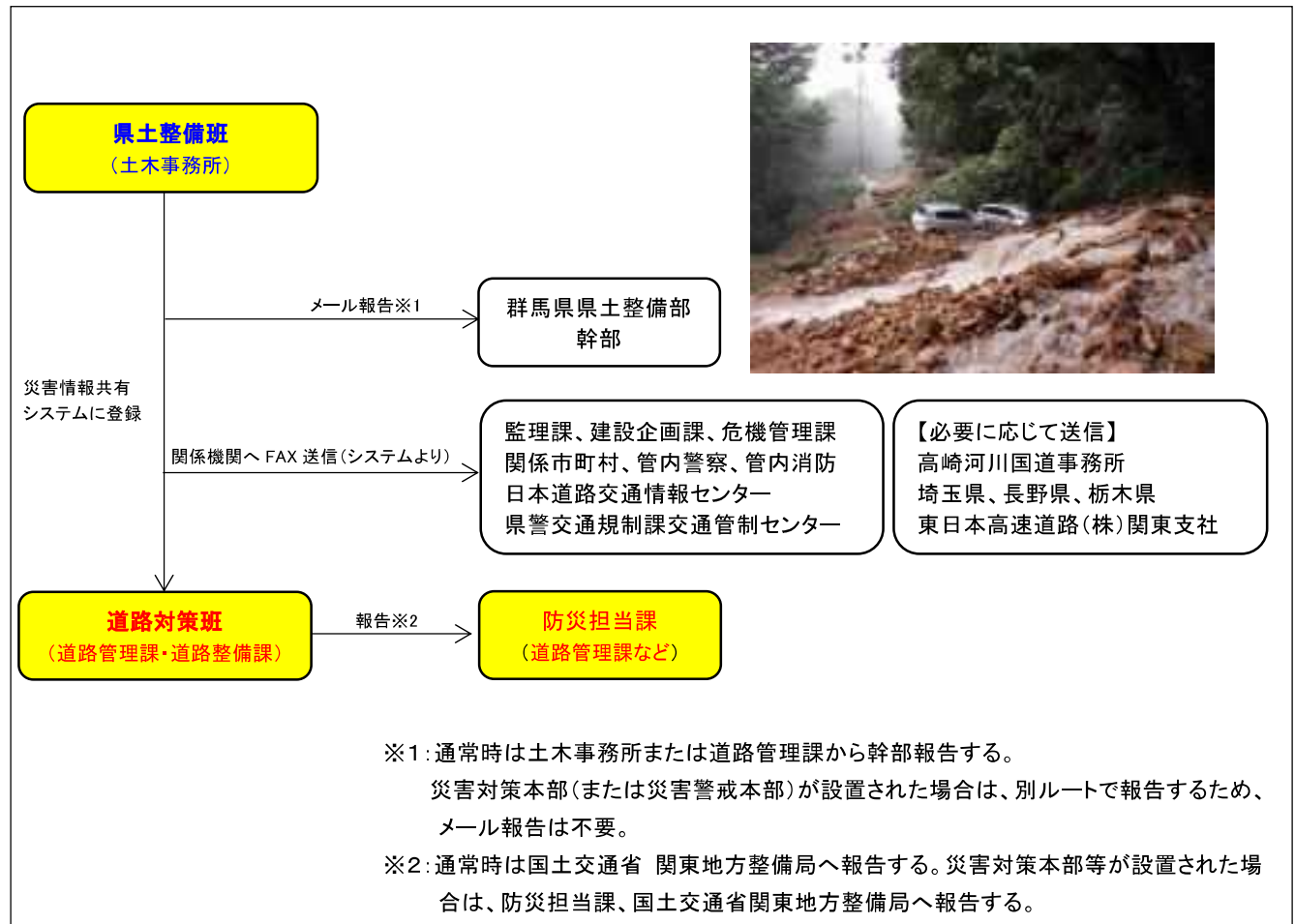
【県土整備班（土木事務所）】

1. TEC-FORCE の派遣が必要な場合は、道路対策班（道路管理課・道路整備課）と協議する。

（7）災害情報共有システムの活用

○災害による全面通行止めが発生した場合は、県土整備班（土木事務所）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）は、災害情報を災害情報共有システムに登録し、関係機関へ情報提供する。

全面通行止めが発生した場合の情報提供体制



【県土整備班（土木事務所）】

1. 災害等により全面通行止めが発生した場合は、道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告するとともに、災害情報共有システムに登録する。システム登録することにより、災害情報が道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告される。また、土木事務所管内の関係機関（市町村、警察、消防等）へ情報提供を行う。
2. 災害対策本部（または災害警戒本部）が設置された場合は、様式-1 (P.60)に取りまとめ、防災担当課（道路管理課など）、道路対策班（道路管理課・道路建設課）に報告する。

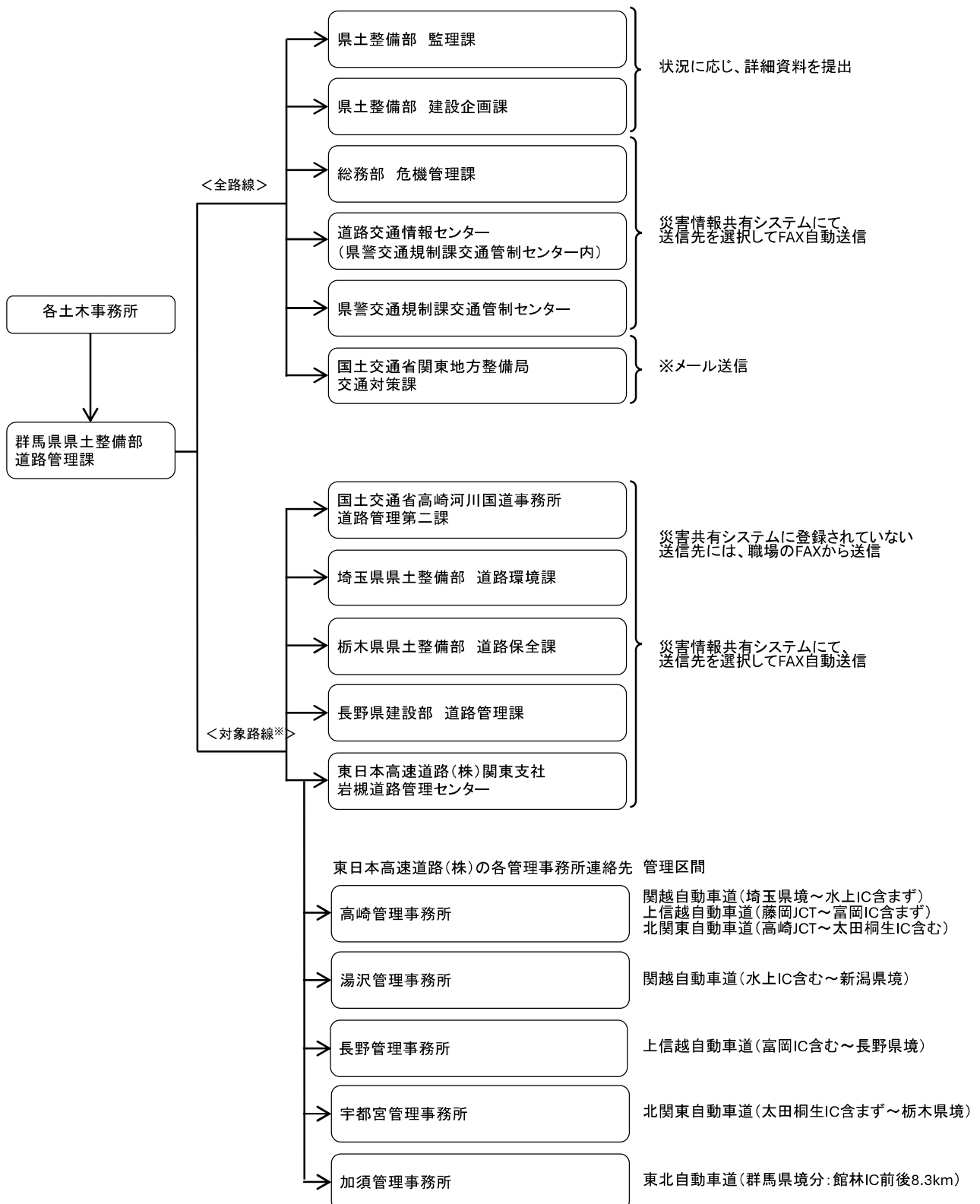
【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 土木事務所からの災害情報共有システム入力を確認した場合は、関係機関（「道路情報連絡先」(附録資料3))に報告する。
2. 災害対策本部（または災害警戒本部）が設置された場合は、様式-1 (P.60)に取りまとめ、防災担当課（道路管理課など）に報告する。

【防災担当課（道路管理課ほか）】

1. 県土整備部内情報をとりまとめる。
2. とりまとめた情報を県土整備部幹部、防災総括班（危機管理課）へ報告する。

道路情報連絡先



対象路線と連絡先一覧表

連絡先 (○印) 路線名	高崎河川国道事務所	埼玉県	栃木県	長野県	東日本高速道路(株) 関東支社
(国)18号(旧道)	○			○	○
120号	○		○		○
122号	○	○	○		
144号	○			○	
145号	○				○
146号	○			○	
254号	○	○		○	
291号	○				
292号	○			○	○
299号	○	○		○	
353号	○				
354号	○	○			○
401号	○				
405号	○				
406号	○			○	
407号	○	○			
462号	○	○		○	
(主)前橋館林線	○				
前橋大間々桐生線	○				
前橋長瀬線	○	○			○
桐生伊勢崎線	○				
足利太田線	○		○		
佐野行田線	○	○	○		
佐野古河線	○	○	○		
高崎渋川線	○				
高崎神流秩父線	○	○			
高崎安中富岡線	○				
伊勢崎本庄線	○	○			
高崎安中渋川線	○				
長野原倉淵線	○				
高崎駒形線	○				
前橋高崎線	○				
松井田軽井沢線	○			○	○

様式－1

県内の緊急輸送道路や管理道路が被災した場合の報告様式（防災担当課への報告）

様式

平成〇〇年〇月〇日〇時〇分現在
〇〇〇〇課

台風〇〇号に関する被災状況等

1. 道路

●被災状況

〇路線

〇箇所

現在の規制

〇路線

〇区間

緊急輸送道路

その他県管理道路

●雨量等による交通規制状況

〇路線

〇区間

現在の規制

〇路線

〇区間

緊急輸送道路

その他県管理道路

●河川水位による交通規制状況

〇路線

〇区間

現在の規制

〇路線

〇区間

緊急輸送道路

その他県管理道路

●事故による交通規制状況

〇路線

〇区間

現在の規制

〇路線

〇区間

緊急輸送道路

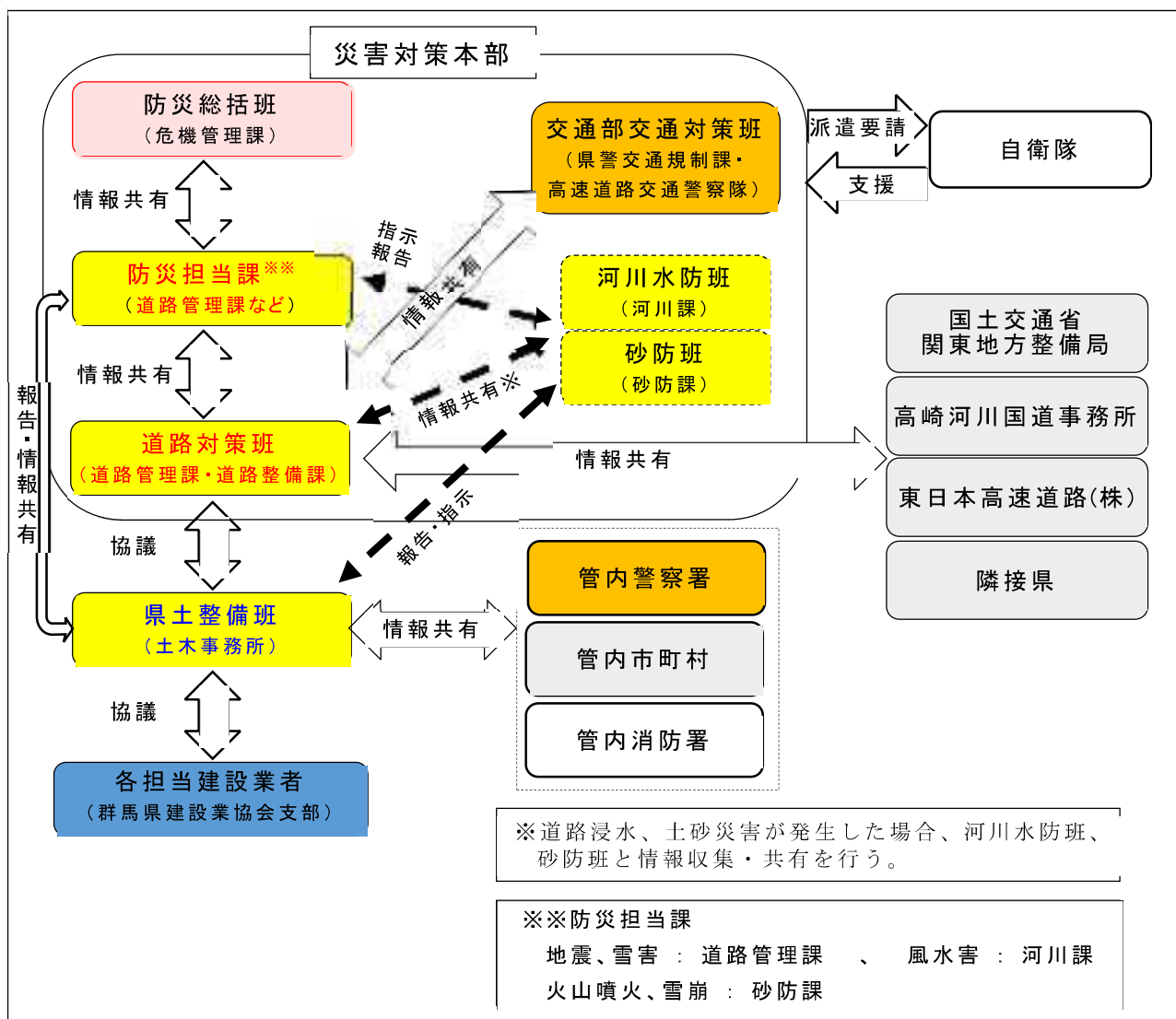
その他県管理道路

6-4 啓開作業

（1）啓開ルートの選定

- 道路対策班（道路管理課・道路整備課）は県土整備班（土木事務所）とパトロール結果などを踏まえ、関係機関と調整し啓開ルートを決定する。
- 啓開ルートが国、市町村、東日本高速道路（株）に関係する場合は、役割分担を明確にして各道路管理者と調整の上、啓開ルートを決定する。
- 道路啓開ルートは、原則として「道路啓開チェックリスト」の手順に則り決定する。
- 啓開作業を実施するルートは、不十分な情報で判断しなければならない場合もあるため、更新される被災情報を踏まえ、柔軟に啓開ルートを決定していく。

啓開ルートの選定



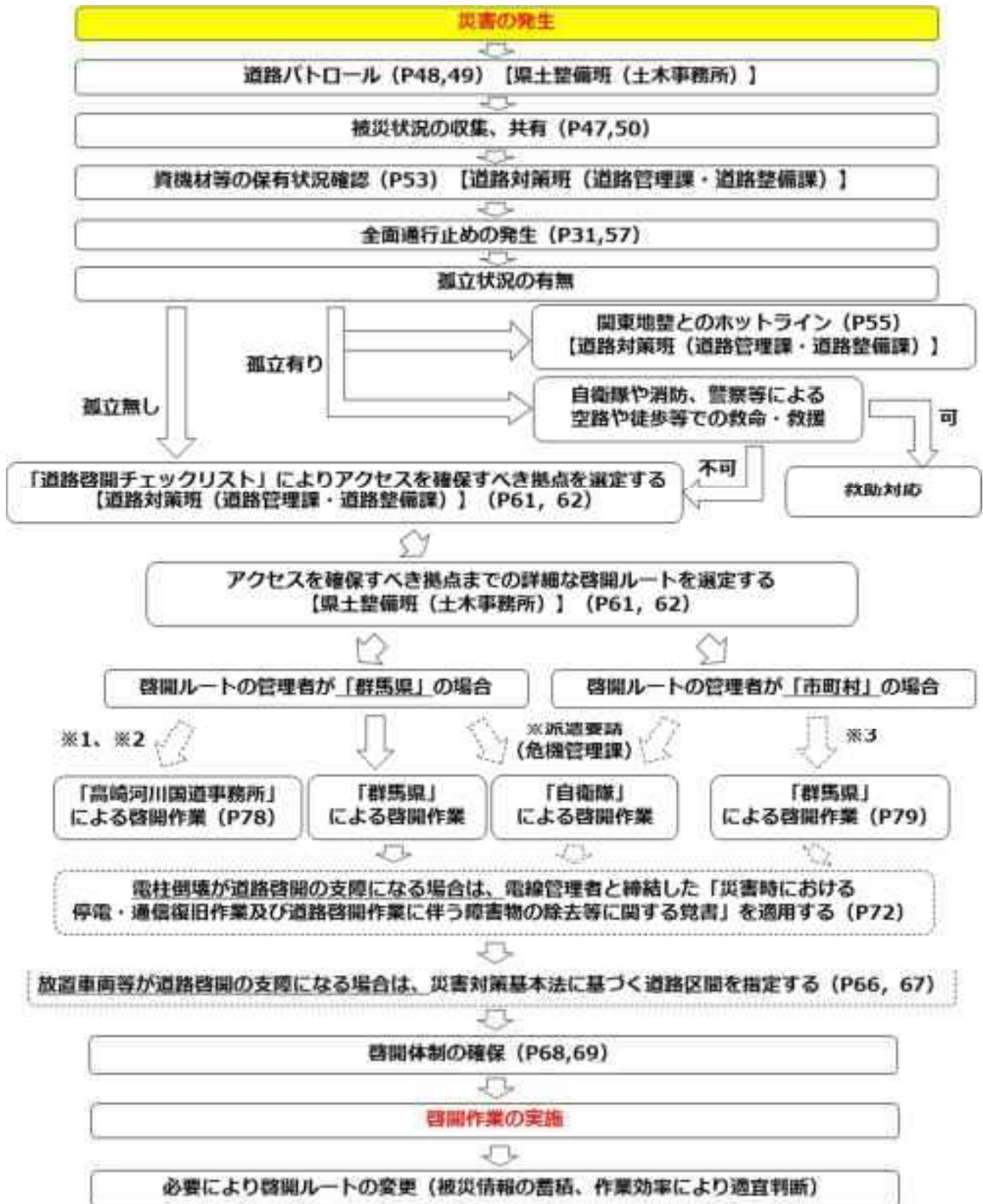
【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 県土整備班（土木事務所）、防災総括班（危機管理課）、交通対策班（県警）、国、関係市町村、東日本高速道路（株）等の被災情報等を踏まえ、アクセスを確保すべき拠点を選定する。
2. 啓開作業を実施するルートは、不十分な情報で判断しなければならない場合もあるため、更新される被災情報を踏まえ、柔軟に啓開ルートを決定していく。
3. 県土整備班（土木事務所）との調整した上で決定した啓開ルートを、速やかに防災総括班（危機管理課）、交通対策班（県警）、国、関係市町村、東日本高速道路（株）等の関係者に情報共有を行う。

【県土整備班（土木事務所）】

1. 通行可能な道路や交通状況を地元警察等と連携して把握し、道路対策班（道路管理課・道路整備課）に報告する。
2. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）と連携しながら、アクセスを確保すべき拠点までの詳細な啓開ルートの選定作業を行う。
3. 啓開ルートの決定は、道路対策班（道路管理課、道路整備課）と調整して行う。
4. 啓開ルートが決定したら、速やかに啓開作業を管内の建設業協会支部に依頼する。
5. 管内の建設業協会支部と連絡を密にし、啓開の進捗状況などを把握するとともに、電線管理者との調整を道路対策班（道路管理課・道路整備課）に依頼するなど、速やかな作業を支援する。

(2) 道路啓開の手順

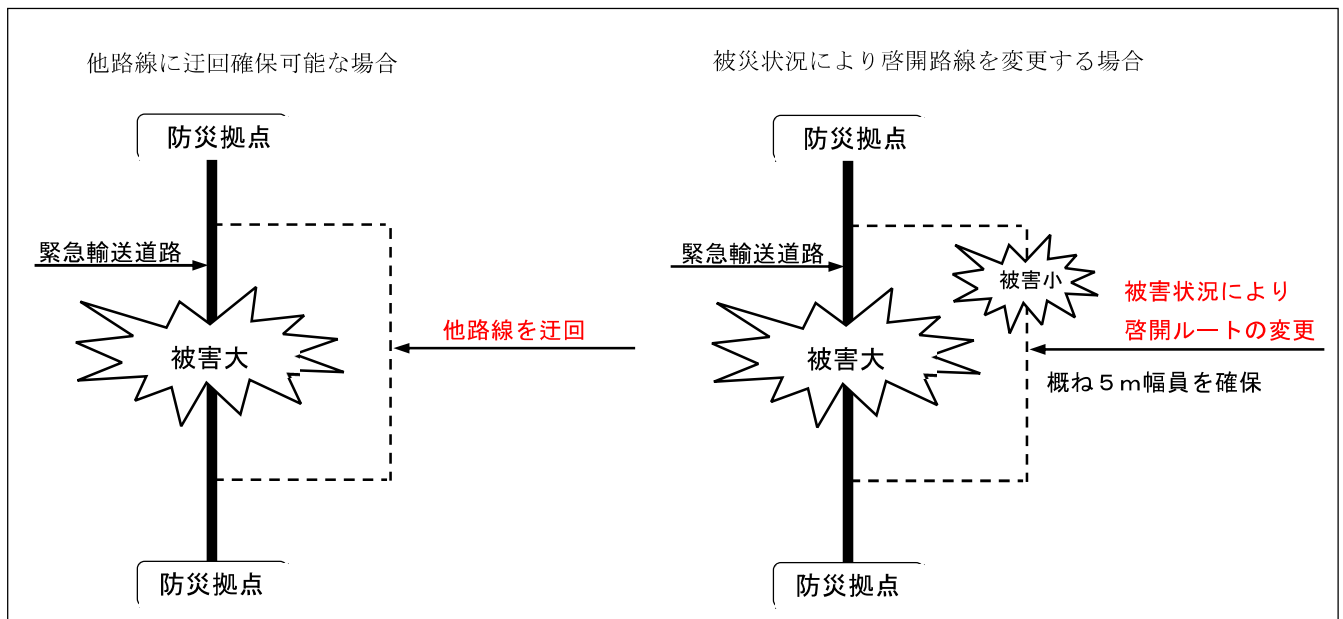


※1 群馬県及び市町村が管理する道路のうち、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限り代行が可能。(道路法第17条第7項)

※2 群馬県及び市町村が管理する道路のうち、重要物流道路及びその代替・補完路に限り代行が可能。(道路法第48条の19)

※3 市町村が管理する道路のうち、群馬県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限り代行が可能。(道路法第17条第8)

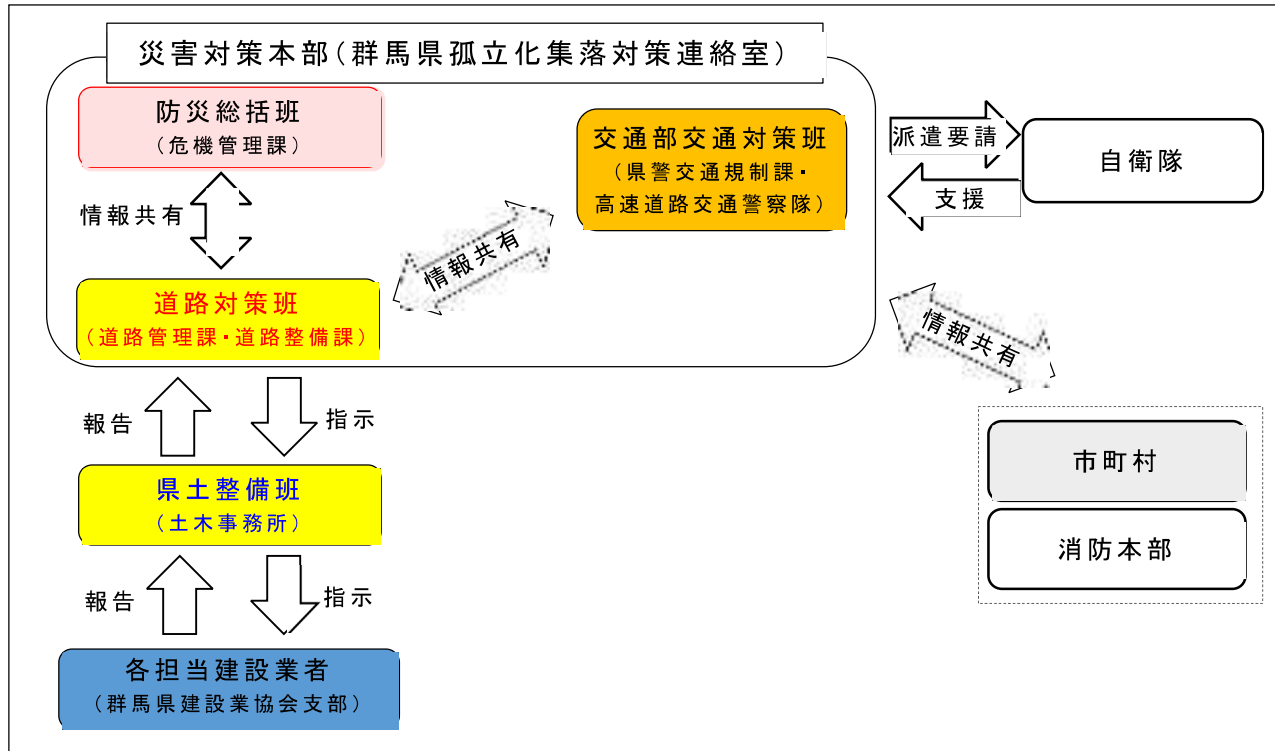
迂回路の変更例



（３）孤立発生時の対応

○多数の孤立が発生した場合は、自衛隊、消防、警察等と連携し、空路や徒歩による救助・避難を検討し、道路啓開が真に必要な集落を決定する。

孤立集落発生時の対応



※孤立とは、豪雨、地震等（災害対策基本法第2条第1号に定める災害の原因となる事象）に伴う土砂流出や液状化等により集落から外部につながるすべての道路が途絶し、集落から四輪自動車による人の移動・物資の流通が不可能になる状態をいう。（「災害時における孤立化集落対策指針」より）

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 孤立が発覚した場合には、速やかに6－3（5）「孤立集落発生時の国土交通省関東地方整備局とのホットライン」（P.55）、防災総括班（危機管理課）への報告を行う。
2. 複数の孤立集落が発生した場合は、災害対策本部（群馬県孤立化集落対策連絡室）内で情報共有し、空路や徒歩等での救命・救助が可能か確認する。
3. 情報を整理し、道路啓開が真に必要な集落を決定し、土木事務所に指示する。

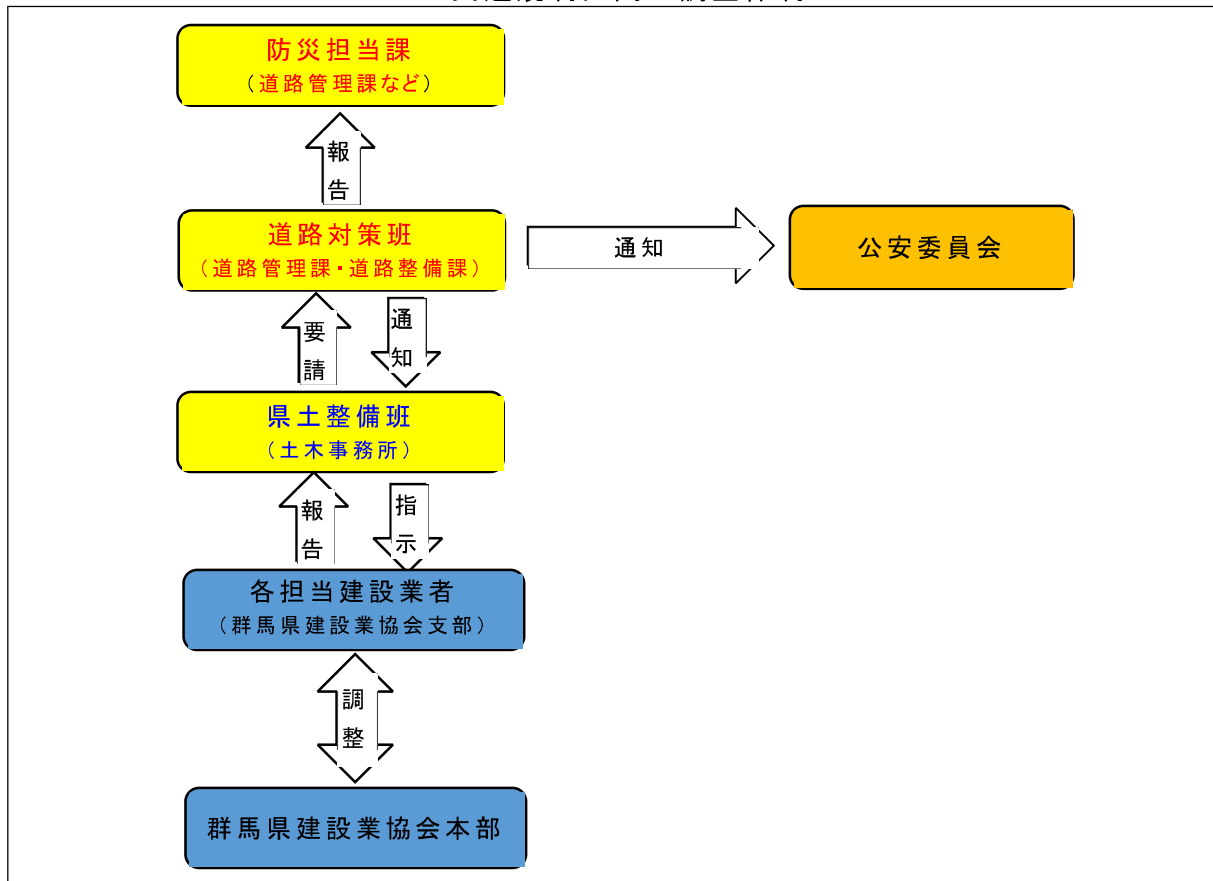
【県土整備班（土木事務所）】

1. 孤立の恐れがある場合は、速やかに道路対策班（道路管理課・道路整備課）に報告する。
2. 市町村に対して、通行止めになった路線の他に通行可能な道路（林道、登山道等）があるか確認する。

(4) 道路区間指定

- 道路管理者が道路区間指定することで、道路管理者による区間内放置車両等の移動が可能となる。
- 災害対策基本法第76条の6第1項の道路管理者による道路区間の指定は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の支障となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときに実施する。

交通規制区間の調整体制



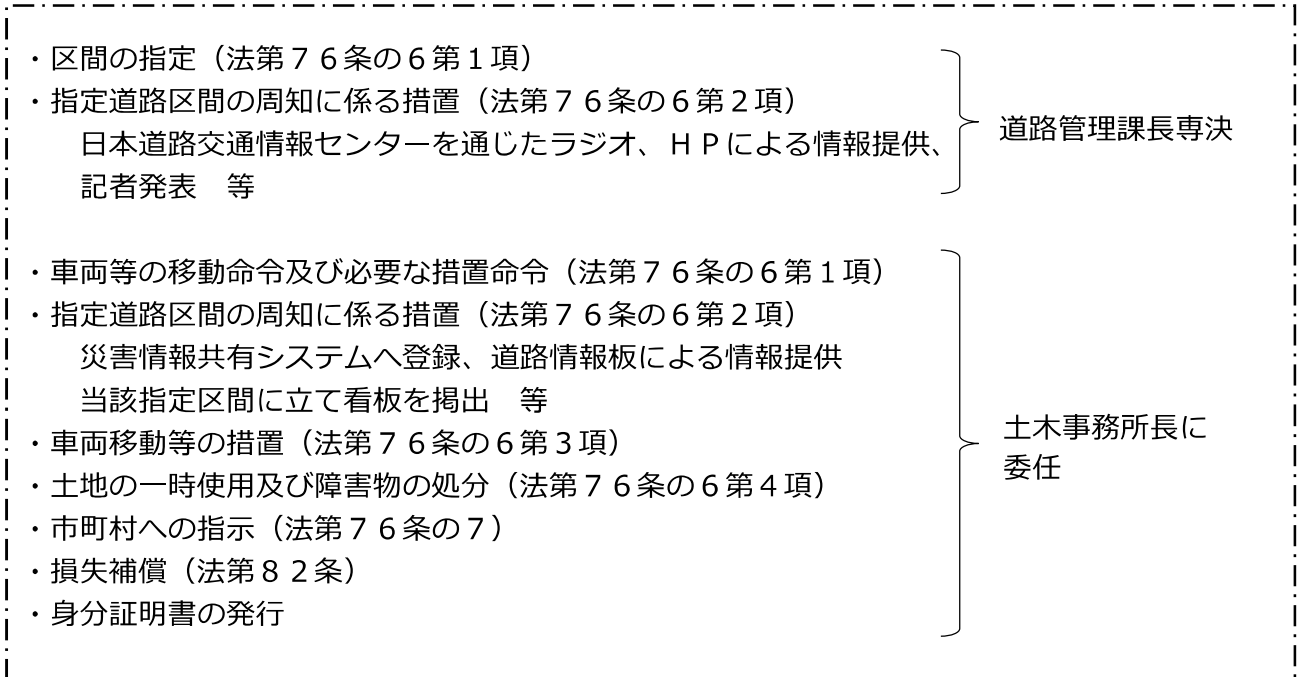
【県土整備班（土木事務所）】

1. 土木事務所長が案を作成し、道路管理課長に区間の指定要請を行う。
2. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）から指定通知を受けたら、道路情報板による情報提供、当該指定区間に立て看板を掲出などの情報提供を行う。
3. 関係する道路管理者と区間指定に必要な情報の収集や共有して、区間指定の連携を図る。

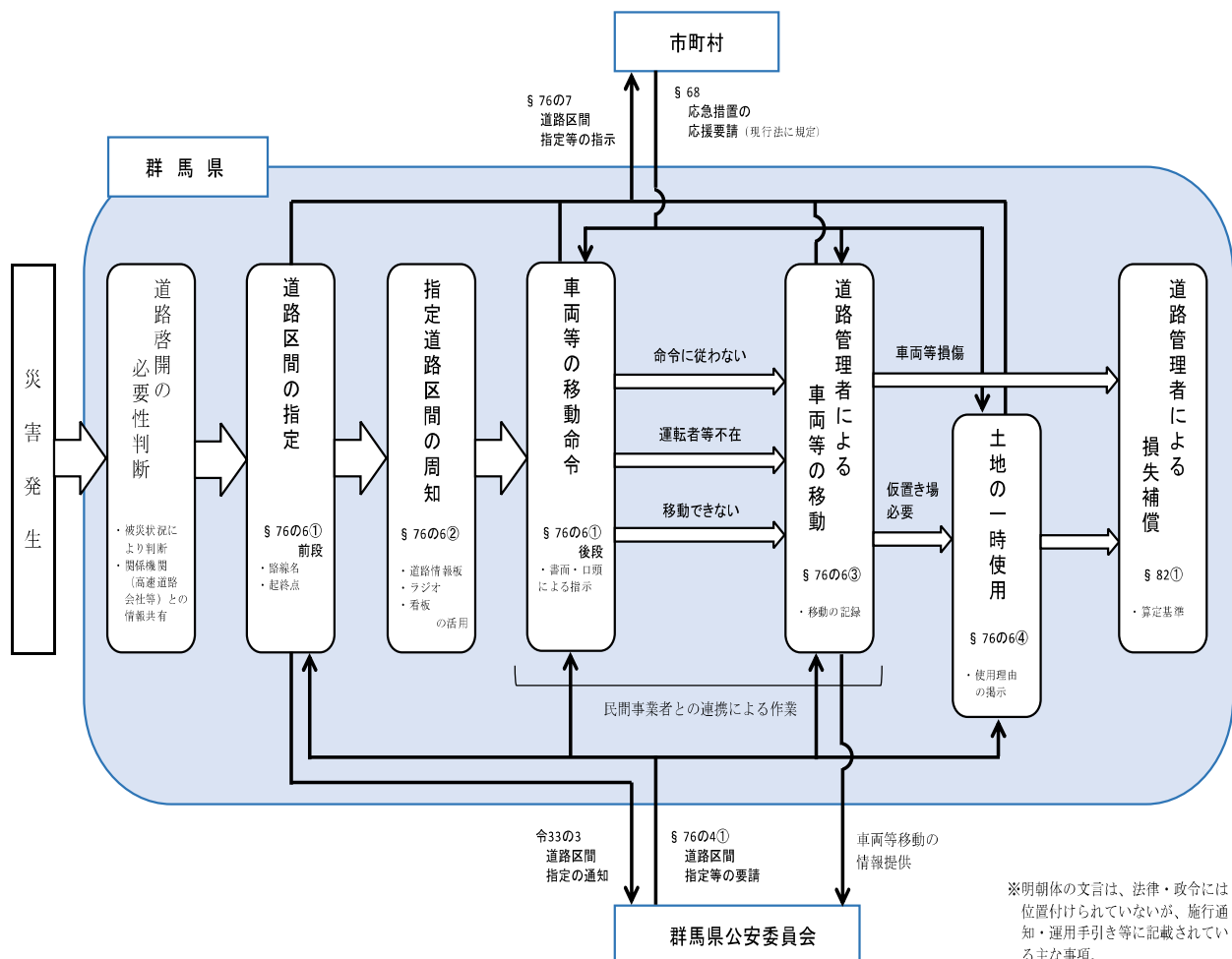
【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 道路区間を指定しようとするときは、道路管理課長はあらかじめ県公安委員会へ通知する。
2. 道路管理課長が道路区間を指定する。
3. 道路区間を土木事務所長に通知する。
なお、緊急を要する場合は電話連絡により指定の要請、通知を行うこともできる。また、広域的な被災が予想される大規模地震等の災害の場合は、土木事務所長の要請がなくても、道路管理課長の判断で指定することもできる。
4. 指定道路区間の周知を図るため、道路管理者は、日本道路交通情報センターを通じたラジオ、HPによる情報提供を行う。
5. 関係する道路管理者と区間指定に必要な情報の収集や共有して、区間指定の連携を図る。

道路区間の指定にあたっての役割分担



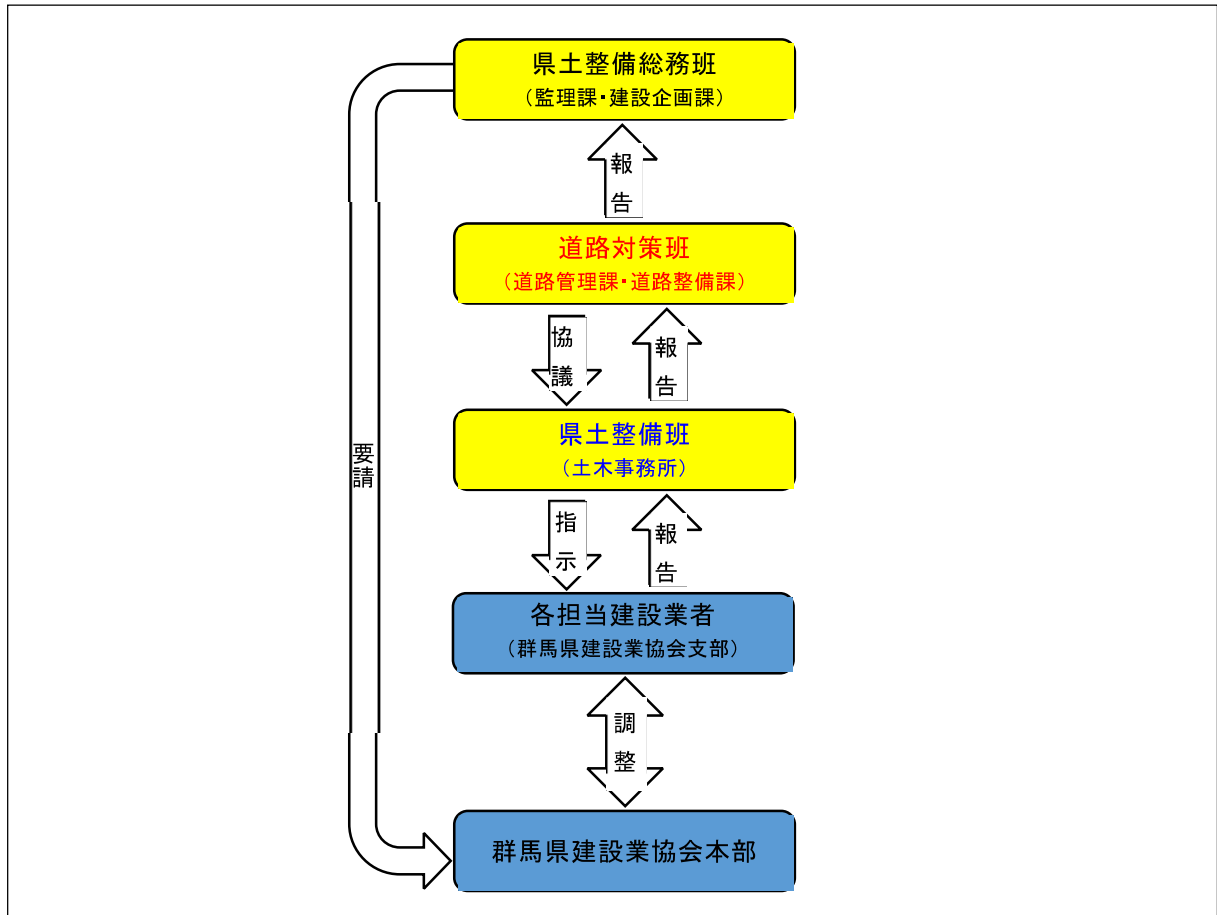
実施概要は下図のとおりとし、詳細な手順は「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用マニュアル」参照のこと。



(5) 啓開体制の確保

○道路管理者は、建設業協会から資機材、人員状況を把握し、道路啓開に必要な体制確保を図る。

啓開体制の確保体制



【県土整備班（土木事務所）】

1. 県土整備班（土木事務所）は、道路対策班（道路管理課・道路整備課）がまとめた資機材情報の確認を行う。
2. 県土整備班（土木事務所）は、道路対策班（道路管理課・道路整備課）と調整し被災状況と資機材により被災路線へ担当建設業者の割り当てを検討する。人員、資機材等が不足する場合は、道路対策班へ応援を要請する。
3. 決定した啓開ルートについて、担当建設業者へ啓開作業の指示を行う。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）は建設業協会から収集した資機材情報を、県土整備班（土木事務所）と情報共有する。
2. 被災状況により人員、資機材等が不足する場合は、県土整備総務班（監理課・建設企画課）へ建設業協会本部への応援要請を行う。

【県土整備総務班（監理課・建設企画課）】

1. 県土整備総務班（監理課・建設企画課）は、土木事務所管内を越えて応援が必要な場合に建設業協会本部へ応援要請を行う。

道路啓開の作業速度と作業体制等の事例を示す。

1. 橋梁段差

- ・約 30 cm の橋梁段差の補修は、1 班を構成する作業員の人数による
- ・橋梁段差の補修は、土嚢積立とする
- ・作業員 4 人の場合、上下各 1 車線（4 箇所／橋）を啓開するのに要する作業時間は、4.0 時間とする

2. 路上車両

路上車両		車両区分	1台あたりの啓開時間※3	排除方法
対象	割合※2			
立ち往生車両	6割	—	1分／台	誘導等（運転者乗車・自走可）
放置車両	3割	大型	20分／台	レッカー等
		小型	3分／台	フォーク付ホイールローダ等
その他※1	1割	大型	30分／台	レッカー等
		小型	6分／台	フォーク付ホイールローダ等

※1 被災して移動不能となった車両など

※2 関東地方整備局想定

※3 出典：第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料（平成 26 年 8 月 開催）
合わせて以下の資料を参考とする。

「道路啓開時における路上車両移動技術研究会 最終報告」

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/bousai/road_bousai00000008.html

3. 建物等によるガレキ

- ・作業員 1 人の仕事量をガレキ 1 m³／h とする
- ・本試算では、1 班は作業員 9 人で構成されていることを想定

（出典：大分県道路啓開計画（概要版）表 8-2 道路啓開の作業速度（P.51））

作業量	出典	備考
約 200m/日	東日本大震災 現地レポート （東日本建設業保証（株））	啓開延長約 3km を約 15 日で 実施した実績より算出
約 200m/日	岩手県建設業協会 記録誌	啓開延長約 400m を約 2 日で 実施した実績より算出
約 375m/日	岩手県建設業協会 記録誌	啓開延長約 1.5km を約 4 日 で実施した実績より算出
約 333m/日	迅速な応急対策、早期復旧に 向けた物流ネットワークの構 築に関する検討とりまとめ （一次報告案）	国土交通省土木工事標準積算基 準書（共通編）より算出

4. 国の道路啓開部隊の編成例



(6) 道路啓開の実施

- 道路管理者から道路啓開の開始要請を受けて、群馬県建設業協会等が啓開作業に着手する。
- 障害物の除去は、道路法 42 条の適用による除去（通常の道路の維持管理）道路法第 68 条（非常災害時における土地の一時使用等）および、災害対策基本法 76 条の 6 の適用による除去（緊急通行車両の通行の妨げとなっている車両及びその他の物件の移動）の両者で対応する。災害対策基本法第 76 条の 6 による除去は、指定した道路区間内での実施となる。

幅員確保

道路啓開は、その後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急車両が通れることが目的であり、最小限の 5 m を確保することを基本とする。

なお、効率的な道路啓開を行うため、初期の段階は、災害廃棄物は道路わきに移動させるなど、啓開速度を最優先に実施する。

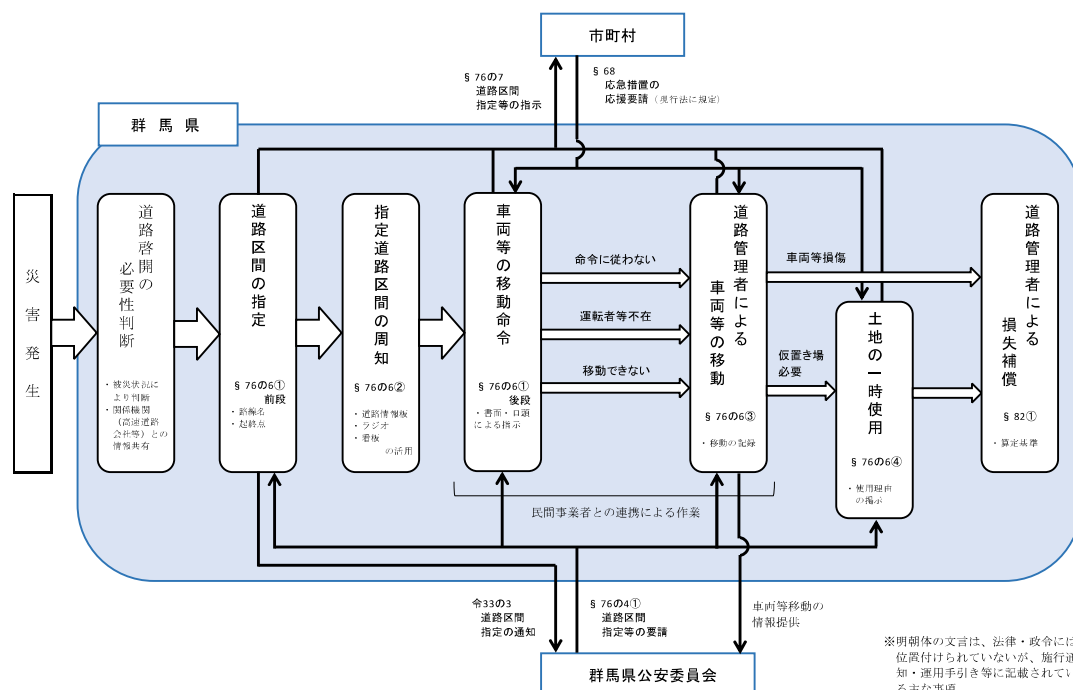
- 道路法 42 条、道路法第 68 条による障害物除去は、基本的には手続きなく道路管理者が除去できる。

ただし、以下の場合には関係機関との調整等が必要となる。

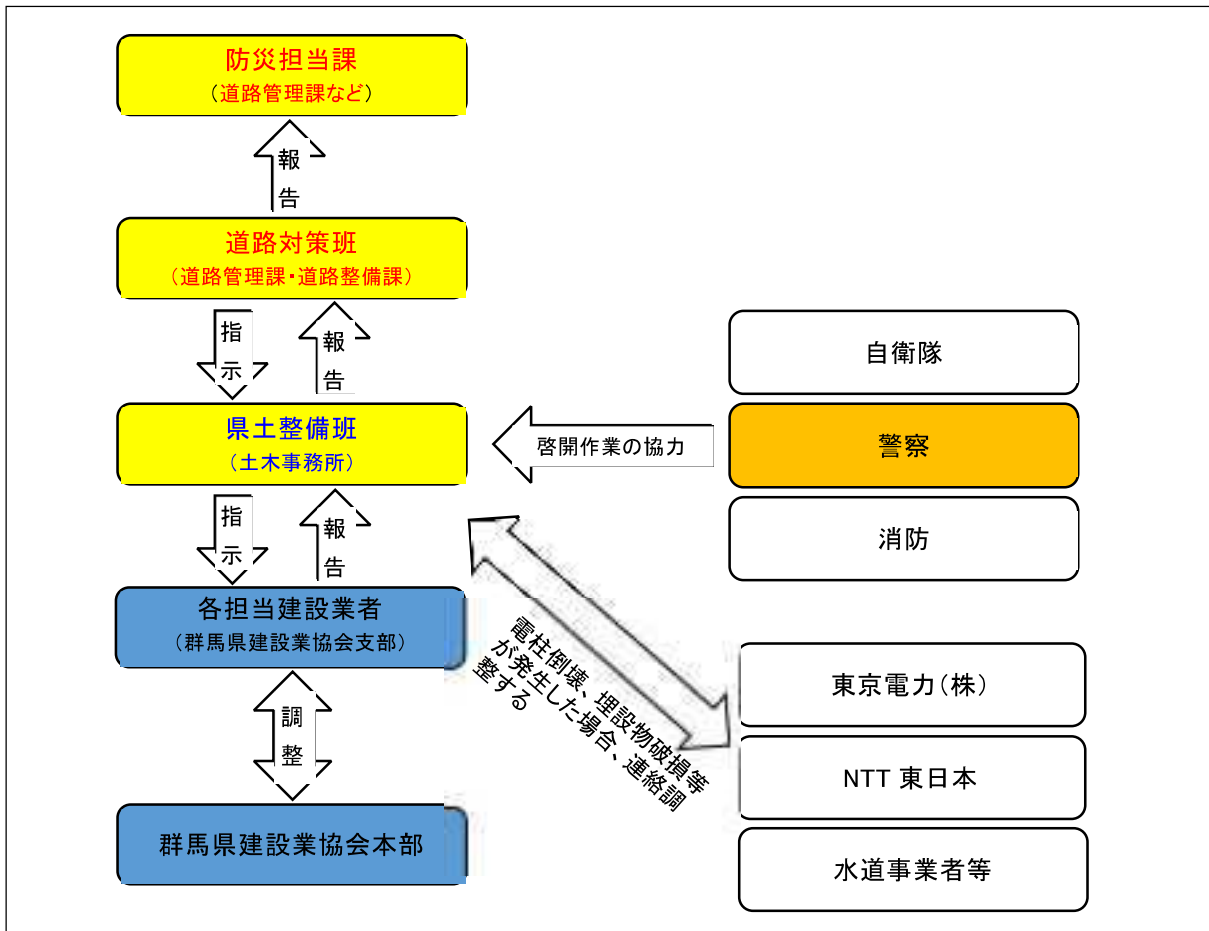
- ・家屋倒壊等で人命救助の必要がある場合は、県土整備班（土木事務所）は警察、消防、自衛隊と調整する。
- ・調整後、倒壊してがれき状態になっているものは県土整備班（土木事務所）が所有者に連絡して対応する。
- ・所有者と連絡がつかない場合は、承諾を得ることなく撤去してよい。

（環境省：東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針）

- 災害対策基本法第 76 条の 6 の適用による車両移動は、「6-4（4）道路区間指定」（P.66,67）の手続きを行い実施する。手続きの概要は下図のとおり。詳細な手順等は「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用マニュアル」に従う。



道路啓開の実施体制



【県土整備班（土木事務所）】

1. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）と道路啓開（応急復旧）路線の調整を行い、各土木事務所と建設業協会で締結する災害細目協定に基づき、担当路線業者に応急復旧又は啓開を依頼し、通行の確保を図る。
道路啓開に伴う路上障害物（車両その他の物件）は、必要に応じ警察、消防、自衛隊等の協力を得て、移動・除去を行う。
電柱倒壊等が発生した場合、電柱所有者と連絡調整する。調整が整わない場合は、「災害時における停電・通信復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等に関する覚書」の適用について、道路対策班（道路管理課・道路整備課）と協議する。
2. 応急復旧状況を随時道路対策班（道路管理課・道路整備課）に報告する。
3. 応急復旧が長期に及ぶと認められる災害箇所にあつては、迂回路確保等の調査をするとともに、復旧工程を作成し報告する。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 県土整備班（土木事務所）に啓開ルートを指示する。
2. 土木事務所管内業者のみでは対応できない場合、県土整備総務班（監理課・建設企画課）から群馬県建設業協会に広域派遣要請をする。
3. 土木事務所からの連絡報告を取りまとめ、緊急輸送道路等の通行確保状況、復旧状況等を把握し、防災担当課（道路管理課など）に随時報告する。
防災担当課（道路管理課など）への報告は様式－1（P.60）で行う。

【防災担当課（道路管理課など）】

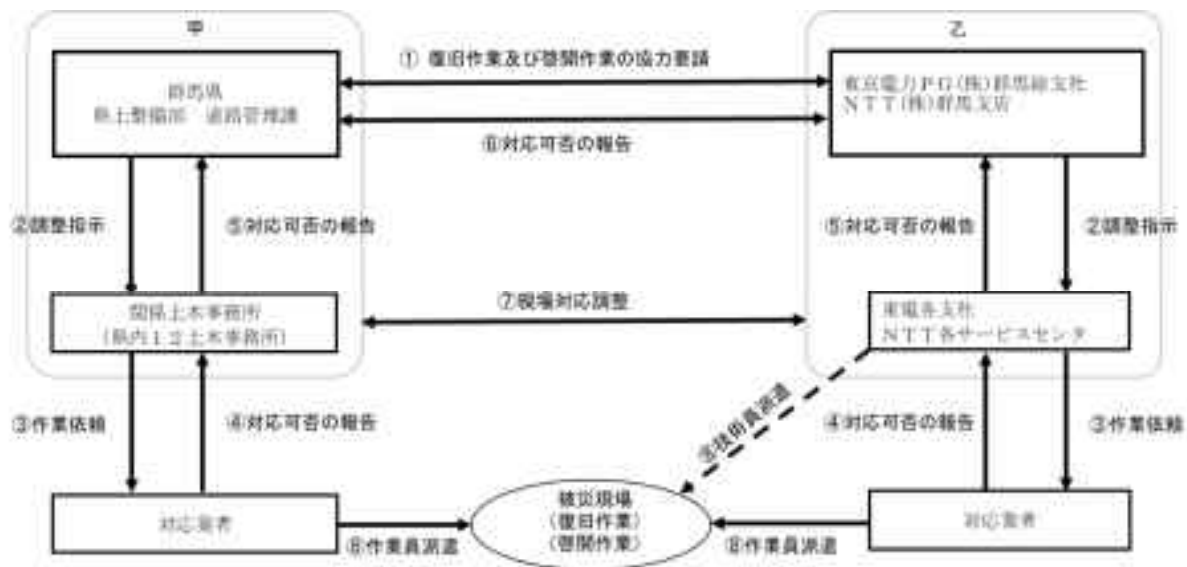
1. 収集した県土整備部内の情報をとりまとめ、防災総括班（危機管理課）に報告するとともに、県土整備部内の各班に情報提供する。

(7) 電柱倒壊時の対応

○東京電力パワーグリッド(株)及び東日本電信電話(株)（以下、「電線管理者」という）と締結した「災害時における停電・通信復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等に関する覚書」（令和3年5月12日締結）に基づき、相互協力を行う。

○覚書の概要

- ・適用要件：群馬県災害対策本部が設置された場合
- ・対象区域：「県管理道路区域」及び「市町村管理道路区域(※)」
（※市町村から災害対策基本法の規定に基づく応援要請があった場合）
- ・協力体制：道路の早期開放のために道路管理者が電柱や電線を除去したり、電線等管理者が道路上の樹木などを除去できるよう規定



※詳細は、「災害時における停電・通信復旧作業及び道路啓開作業の実施要綱」（基準通知システム掲載）を参照のこと。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 道路の早期開放のために電線管理者の協力が必要と認められる場合、電線管理者に協力を要請する。
2. 電線管理者から対応の可否の報告を受け、県土整備班（土木事務所）に報告する。
3. 電線管理者から協力要請があった場合、土木事務所に対して、現場との調整を指示する。
4. 県土整備班（土木事務所）から対応の可否の報告を受け、電線管理者に報告する。

【県土整備班（土木事務所）】

1. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）から調整の指示を受け、建設業者等と調整し、対応の可否を報告する。
2. 相互協力を行う場合、電線管理者の各支社等と現場対応について、詳細な調整を行う。

【建設業者】

1. 県土整備班（土木事務所）から作業の依頼があった場合、現地の状況を勘案し、対応の可否を報告する。
2. 相互協力を行う場合、電線管理者から派遣される技術員と協力し、作業にあたる。

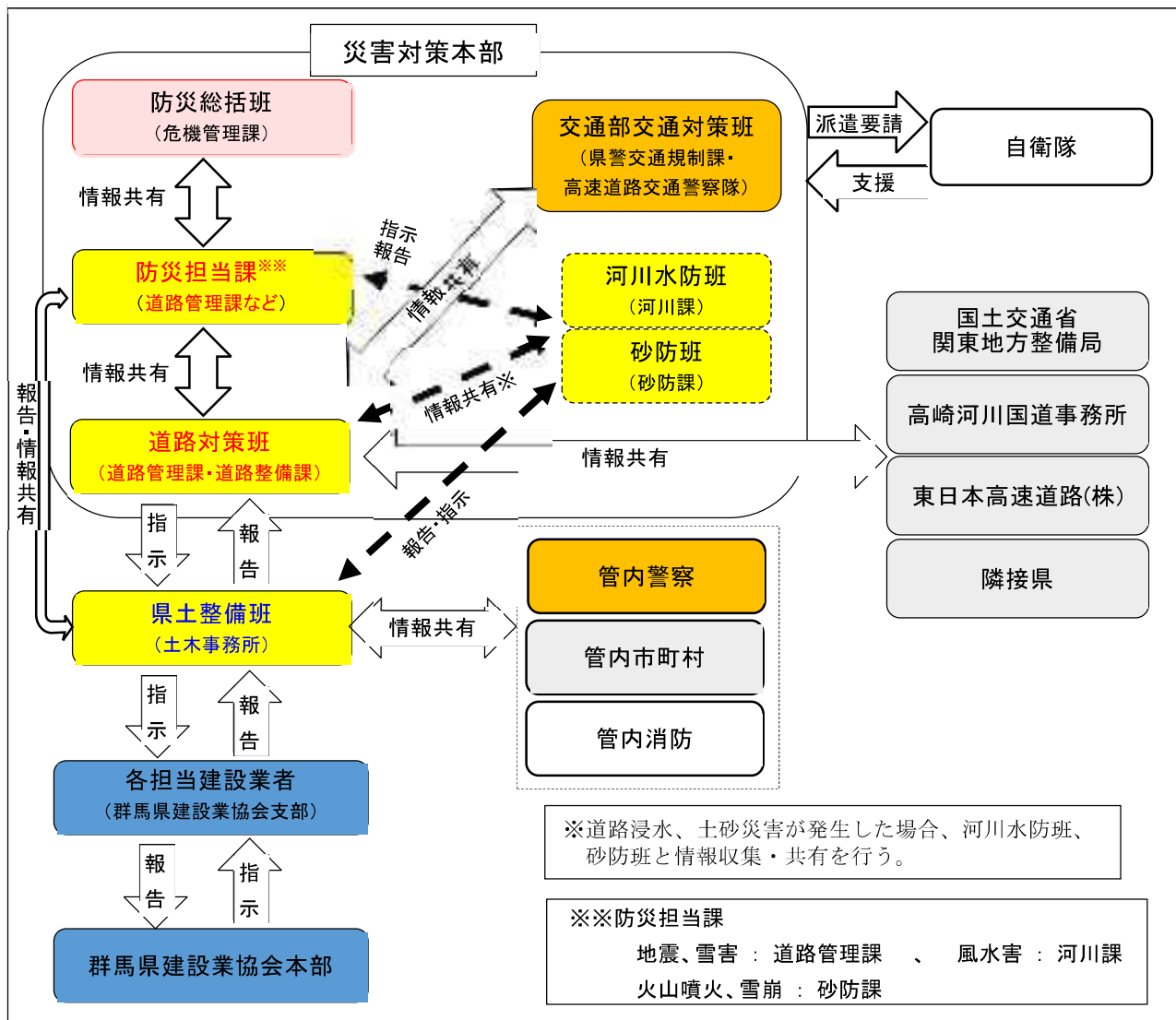
(8) 啓開情報の取りまとめ、情報共有

○道路管理者は実施する道路啓開作業を把握し、進捗状況を関係機関と情報共有するとともに、状況に応じて啓開作業内容の見直しを行う。

情報取りまとめ

- (ア) 道路対策班（道路管理課・道路整備課）は、県土整備班（各土木事務所）から定期的に啓開作業状況を報告させ情報の取りまとめを行う。
- (イ) 報告された道路啓開の作業状況や被災状況を考慮して、啓開内容の見直しが必要と判断される場合、道路対策班（道路管理課・道路整備課）は各道路管理者、交通部交通対策班（県警交通規制課・高速道路交通警察隊）との調整を行い、見直し方針を県土整備班（各土木事務所）に指示する。
- (ウ) 道路対策班（道路管理課・道路整備課）は啓開作業情報を関係機関（国、東日本高速道路(株)、市町村、警察、消防、自衛隊）と情報共有する。

啓開情報の取りまとめ、情報共有体制



【県土整備班（土木事務所）】

1. 災害状況、全面通行止め路線、応急復旧作業状況を整理する。
2. 応急復旧により通行止めが解除された場合は、災害情報共有システムに入力する。
3. 応急復旧が長期に及ぶと認められる災害箇所にあつては、迂回路確保等の調査をするとともに、復旧工程を作成する。
4. 上記 1～3 は、防災担当課（道路管理課など）、道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ報告するとともに、管内市町村、警察、消防、行政県税事務所等へも情報提供する。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 土木事務所から報告に基づく情報の整理を行う。
2. 県内の災害状況、復旧状況及び通行止め区間等を関係機関に報告する。
（「道路情報連絡先」「通行規制・災害時の連絡先」（附録資料 3））
防災担当課（道路管理課など）への報告は様式－1（P.60）で行う。
3. 災害事象により河川水防班（河川課）、砂防班（砂防課）との連絡調整を行うこと。

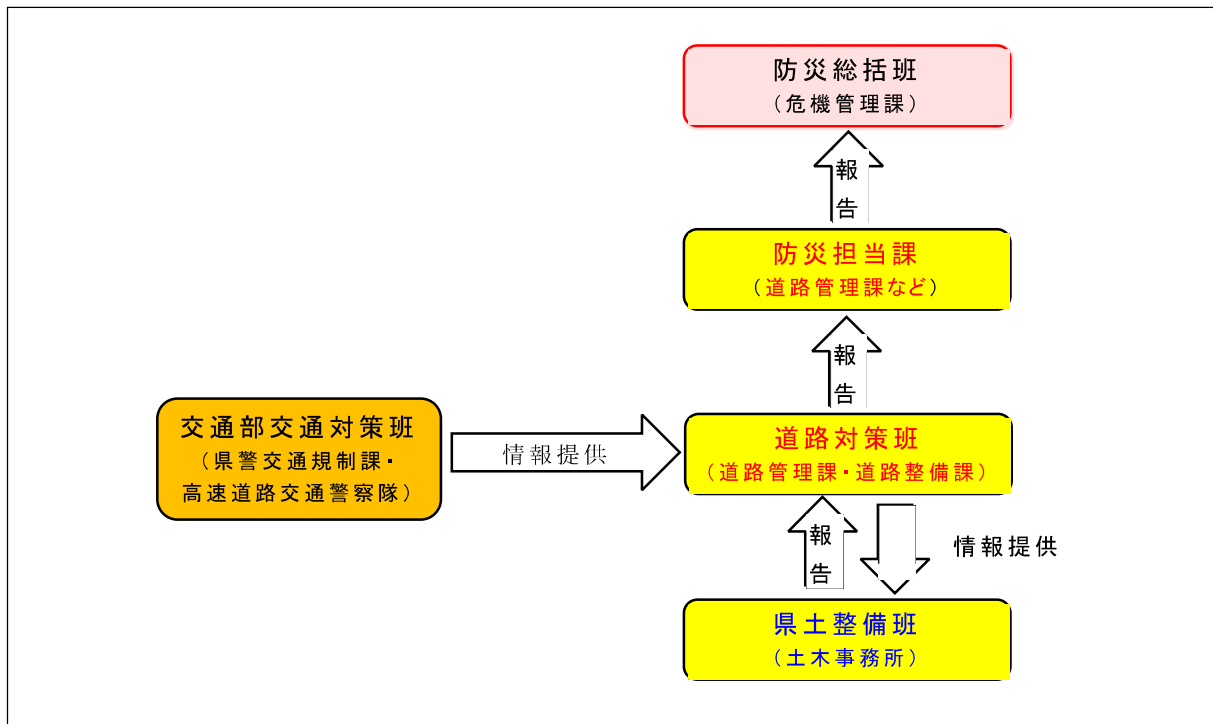
【防災担当課（道路管理課など）】

1. 収集した県土整備部内の情報をとりまとめ、防災総括班（危機管理課）に報告するとともに、県土整備部内の各班に情報提供する。

(9) 交通規制区間の調整

○救助・緊急活動及び消火活動を行う緊急車両の通行や、避難所への物資供給のための緊急通行車両の通行を迅速に行うために、交通路を確保することが重要である。このため、災害対策基本法に基づき、公安委員会が緊急車両のみを通行する交通規制区間である緊急交通路の指定を行う場合がある。

交通規制区間の調整体制



【県土整備班（土木事務所）】

1. 通行可能な道路や交通状況を地元警察署と連携して把握し、道路対策班（道路管理課・道路整備課）に報告する。
2. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）からの交通規制区間の指示により、災害協定に基づき建設業協会、交通安全施設業協同組合などと規制作業を実施する。

【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 土木事務所を跨ぐ広域災害にあっては、各土木事務所からの被災状況、緊急輸送路の確保状況や通行可能な道路状況を確認する。
2. 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、一般車両の通行を禁止又は制限する道路区間を定め交通制限を実施する緊急交通路を指定する場合には、交通部交通対策班が道路対策班（道路管理課・道路整備課）へ情報提供する。
3. 交通規制区間が決定したら、道路対策班（道路管理課・道路整備課）は県土整備班（土木事務所）へ交通規制区間を連絡する。
4. 交通規制資機材が不足する場合は、協定に基づき群馬県建設業協会、群馬県交通安全施設業協同組合へ協力を要請する。

【交通部交通対策班】

1. 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、一般車両の通行を禁止又は制限する道路区間を定め交通制限を実施する緊急交通路を指定する場合には、交通対策班（県警）が中心となり、道路対策班（道路管理課・道路整備課）、防災総括班（危機管理課）、関係市町村等で調整し、交通規制区間を設定する。

緊急交通路とは（公安委員会）

○地震等の大規模災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を行う緊急通行車両及び規制除外車両の通行を確保するため、緊急交通路が指定され、一般車両の通行は出来なくなる。

（ア）第1次交通規制

災害発生直後は、道路交通法に基づいて現場警察官の交通規制により、被災地域の車両進入禁止や緊急交通路を確保するための措置を実施する。

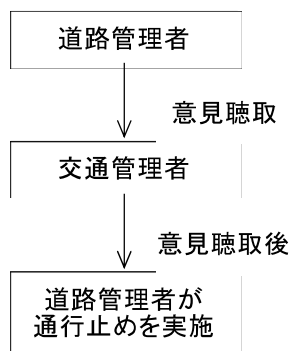
（イ）第2次交通規制

災害対策基本法に基づき、公安委員会による緊急交通路の指定を行い、緊急通行車両や規制除外車両の通行の確保及び一般車両の流入抑制等の交通規制を実施する。

※群馬県内の緊急交通路予定路線は、県内の高速道路4路線が対象

道路法による通行規制

1. 通行規制開始時



【道路管理者が規制する場合】

通行止めの決定
(道路法第46条第1項)

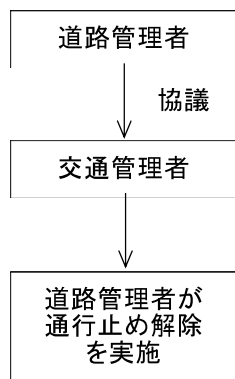
交通管理者の意見聴取
(道路法第95条の2)
緊急を要する場合は事後報告で可
交通管理者に通行止めに係る資料を
FAX送付(災害情報共有システム)

【交通管理者が規制する場合】

通行止めの決定
(道路交通法第4条第1項)
(道路交通法第6条第4項)

道路管理者の意見聴取
(道路交通法第110条の2第3項)
緊急を要する場合は事後報告で可

2. 通行規制解除時



規制解除に係る法文はないが
交通管理者と協議(資料送付)により
解除を実施

交通管理者に通行止め解除に係る
資料をFAX送付(災害情報共有システム)
交通管理者と道路管理者でパトロール

規制解除に係る法文はないが
道路管理者と協議(電話連絡)により
解除を実施

道路管理者に通行止め解除に係る
内容を電話連絡

（１０）支障物撤去

○災害発生直後において、道路構造物の破損や沿道建物の倒壊など、多様な被災状況が想定される。道路啓開を迅速に進めるため、支障物撤去の一般的な工法を示す。

ア）車両移動（放置車両があることで啓開が妨げられた場合の対応）

道路対策班（道路管理課・道路整備課）、県土整備班（土木事務所）、公安委員会で連携し、災害対策基本法第７６条の６による車両移動対策を実施する。

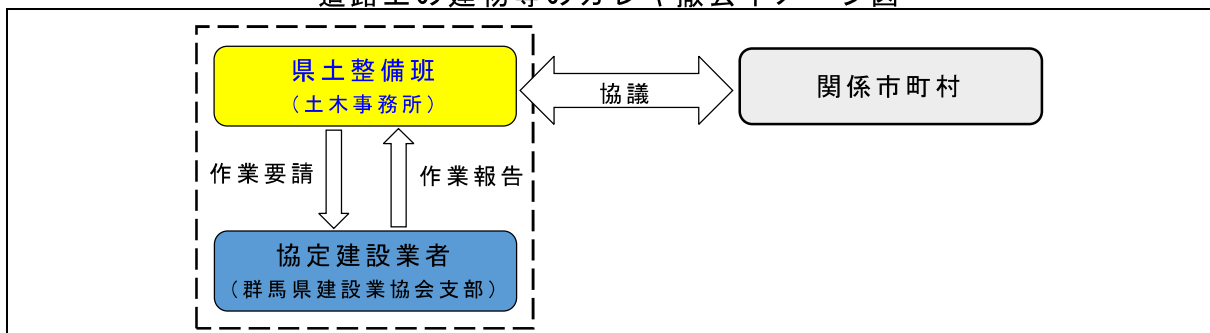
詳細な手順は「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用マニュアル」参照のこと。

イ）ガレキ処理

災害対策基本法及び群馬県地域防災計画を踏まえ、ガレキ類の処理は県土整備班（土木事務所）から災害協定建設業者へ啓開作業指示を行い、手順は以下の通りとする。

- ①障害となる道路上の建物等のガレキは、原則として道路わきに移動させ、必要最小限の道路幅（５ｍ）を確保する。
- ②家屋倒壊等で人命救助の必要がある場合は、県土整備班（土木事務所）は警察、消防、自衛隊と調整する。
- ③調整後、倒壊してがれき状態になっているものは県土整備班（土木事務所）が所有者に連絡して対応する。所有者と連絡がつかない場合は、承諾を得ることなく撤去してよい。（環境省：東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針）
- ④ガレキが大量にあり、道路わきに寄せることが困難な場合は、県土整備班（土木事務所）は群馬県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村と協議する。
- ⑤ガレキ撤去は、上記④で決定した機関が一時的な仮置き場に搬入する。
- ⑥ガレキ内に残存する、危険物等が確認された場合は、警察、消防、市町村等に対応依頼する。

道路上の建物等のガレキ撤去イメージ図



群馬県災害廃棄物処理計画の抜粋（平成２９．３策定）

道路啓開について

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺していることが予想される。道路交通の麻痺は、人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の排出・運搬についても影響がある。

発災後は、速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置き場への輸送に努める。

（群馬県災害廃棄物処理計画 P. 2-1-3-4）

(1 1) 国土交通省の道路啓開の代行

- 国土交通省は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、その自治体施体制その他の地域の実情を勘案して、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限り、業務の支障のない範囲内で、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の道路啓開を実施することができる。（道路法第 17 条第 7 項）
- 国土交通省は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、その自治体の体制その他の地域の実情を勘案して、重要物流道路及び代替補完路の啓開作業を業務の遂行に支障のない範囲内で、実施することができる。（道路法第 48 条の 19）

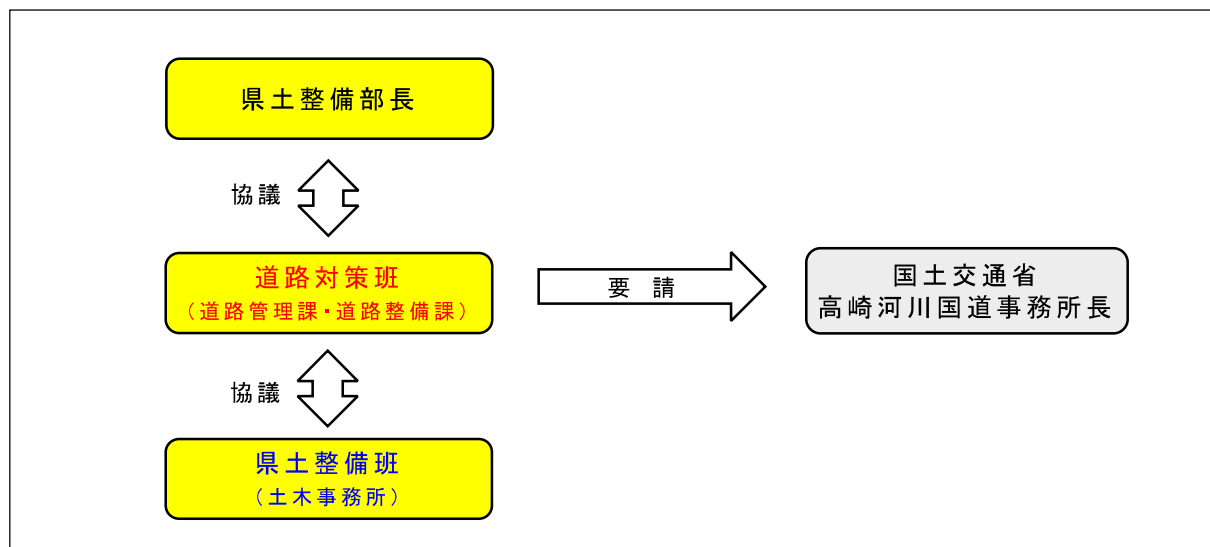
ア) 重要物流道路の定義

「重要物流道路」とは、平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流の観点から重要な道路を国土交通大臣が指定し、機能強化を推進していく道路。

イ) 代替補完路の定義

「代替・補完路」とは、重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合に当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が指定した道路。

国土交通省の道路啓開の代行手順



【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 国土整備班（土木事務所）から道路啓開作業を国代行にしてみたいとの協議があり、国が啓開作業を代行することが妥当と認められる場合は、国土整備部長と協議の上、道路管理課長から国土交通省高崎河川国道事務所長に要請する。

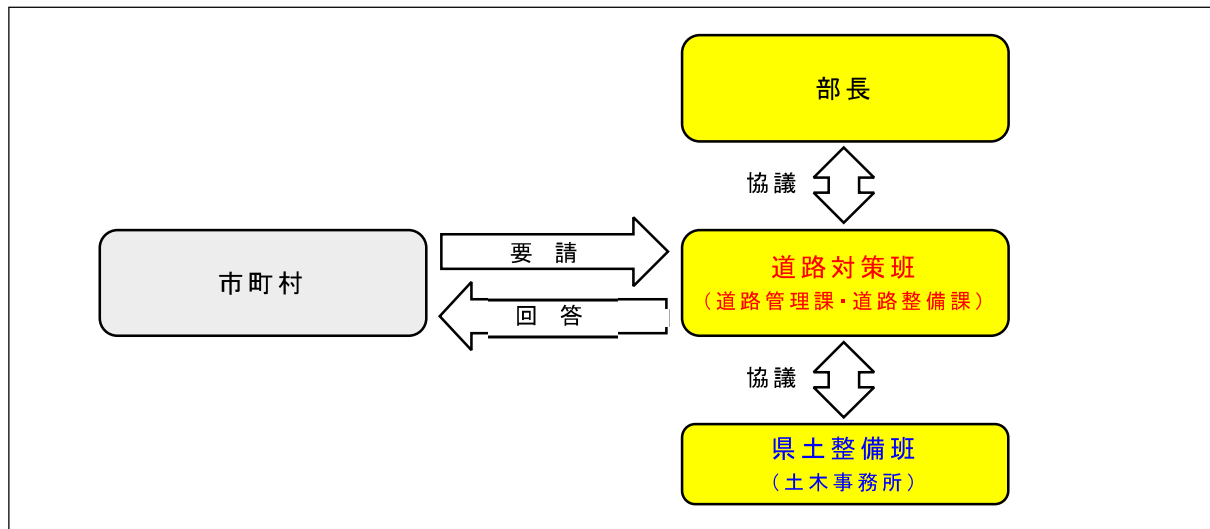
【国土整備班（土木事務所）】

1. パトロール結果などを踏まえ、道路対策班（道路管理課・道路整備課）と国土交通省による道路啓開代行の必要性について協議する。

（１２）道路法第１７条第８項の規定に基づく市町村から県への代行要請

○群馬県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する道路（群馬県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）の啓開作業を業務の遂行に支障のない範囲内で、実施することができる。

道路法第１７条第８項の規定に基づく市町村から県への代行手順



【道路対策班（道路管理課・道路整備課）】

1. 市町村から道路啓開作業の要請があり、群馬県が啓開作業を代行することが妥当と認められる場合は、県土整備部長と協議し、実施の可否を決定する。
2. 実施の可否が決定した際には、当該市町村に対し回答するとともに、県土整備班（土木事務所）に指示する。

※市町村道の啓開作業代行の妥当性判断基準

- ・群馬県緊急輸送道路
- ・群馬県緊急輸送道路の代替路となる道路
- ・孤立集落の発生、道路網の混乱等の重大な事象を解消または緩和が至急必要な場合

合

【県土整備班（土木事務所）】

1. 道路対策班（道路管理課・道路整備課）から当該市町村道の啓開作業の代行について指示があった場合は、各建設業協会支部と協議し、対応にあたる。